総 務 委 員 会 資 料
令和 8 年 10 月 29 日提出

令和8年10月19日

㊞

飯塚市長　武　井　政　一　様

飯塚市総合計画審議会
会長　安　永　卓　生

第3次飯塚市総合計画基本構想(案)等について（答申）

令和8年6月3日付け8飯総企企第259号で諮問のありました第3次飯塚市総合計画について、慎重に審議した結果、以下のとおり答申いたします。

少子高齢化、人口減少の進行、気候変動など、変化の激しい社会情勢の中にあって、来年度からの総合計画には、予測困難な時代にも柔軟に対応できる持続可能なまちづくりを進めることが必要です。特に、気候変動に伴う自然災害の頻発が懸念される中、平時からの防災・減災の取組を計画的に推進し、市民が安心して暮らせる安全なまちの基盤を強化することが不可欠です。

また、飯塚市の歴史・文化資源を含む地域資源や強みを市内外に積極的に情報発信するシティプロモーションを通じて、市民のまちへの誇りや愛着、すなわちシビックプライドの醸成とまちのブランド化に取り組み、産業の振興、交流人口の拡大や定住人口の増加を図ることが重要です。あわせて、近隣自治体との連携を深めることなどを通して、筑豊の中心都市として新たな価値を創造し、実効性のある行政運営を進めることが求められています。

そこで、本審議会は、こうしたまちづくりを進めるにあたり、誰もが一人の人として尊重され、安心して暮らし、自らの可能性を発揮できることを大切にしたいと考えてきました。市民が国際的な視野を持ち、国籍、文化、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、多様な人々が互いを理解し、共に地域を支える共生社会の実現を願ってきました。そのためには、ジェンダー平等の視点を大切にするとともに、日常や社会の仕組みに潜む無意識の思い込みや偏見に気づき、見直していくことが重要です。一人一人の声が届き、地域や社会に参画する機会が開かれたまちづくりを期待します。

また、少子高齢化が進む中、こどもを安心して生み育てられる環境の整備と、すべての世代が健やかに暮らせる教育・医療・福祉・介護の体制を充実させることが不可欠です。人生の各段階で一人一人が必要な支援を受けられ、生涯にわたって学び、健やかに暮らせるまちづくりを期待します。

さらに、飯塚市の豊かな自然環境を守り、その恵みを暮らしの中に活かすことも、住み続けたいまちの基盤です。身近な環境美化をはじめとして、廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に取り組むなど、市民、事業者と行政がそれぞれの役割を果たしながら、安全・安心で快適な生活環境を整えていくことを求めてきました。美しい景観と健やかな暮らしを次の世代へ引き継ぐことを、本計画を通じて共有する願いとします。

「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～幸せと未来を共に育むいいづか～」の実現に向けて、基本構想に定めた基本理念を積極的に市民に周知し、市民、各種団体、NPO、事業者と行政が協力・連携し、まちづくりに取り組む地域社会が形成されることを期待します。

記

1　審議の結果

第 3 次飯塚市総合計画基本構想(案)等については、別添案のとおり策定することが適当であると判断します。

2　審議の経過

本審議会は令和 8 年 6 月 3 日の第 1 回会議以降、計 5 回の会議を開催し、慎重に審議しました。概要は次のとおりです。

回	開催月日	開催場所	審　議　の　内　容
1	6 月 3 日	飯塚市役所	(1) 第3次飯塚市総合計画策定方針及び策定スケジュールについて (2) 第 3 次飯塚市総合計画策定経過報告について (3) 第 3 次飯塚市総合計画(素案)について
2	7 月 6 日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第 1 章～第 4 章について
3	8 月 5 日	飯塚市役所	(1) 基本計画(素案)第 1 章～第 4 章について (2) 基本計画(素案)第 5 章～第 8 章について
4	9 月 7 日	飯塚市役所	(1) 序論・基本構想について (2) 基本計画(素案)第 1 章～第 4 章について (3) 基本計画(素案)第 5 章～第 8 章について
5	10 月 7 日	飯塚市役所	(1) 第3次飯塚市総合計画基本構想(案)等の答申(案)について

3　飯塚市総合計画審議会委員

会　長	安永　卓生	委　員	大村　道子
副会長	渡邊　秀人	委　員	松尾　理恵
委　員	飯島　高雄	委　員	伊佐　　便
委　員	三木　一司	委　員	花元　志保
委　員	山根　　仁	委　員	岩見　元照
委　員	芳野　博昭	委　員	小田　哲郎
委　員	新開　　剛	委　員	西園　雅代
委　員	大塚　民也	委　員	梶原　　好
委　員	鶴原　　賢	委　員	矢部　　梓
委　員	稗田　佳子	委　員	花山　良二
委　員	藤田　武治	委　員	二保　明日香
委　員	大石　一広	委　員	澁谷　怜央菜
委　員	伊藤　由花		

第3次飯塚市総合計画（案）

市長あいさつ

後日挿入（市長あいさつ）

目次

I　序論 …… 5

第1章 はじめに …… 6

第2章 計画策定の背景 …… 8

II　基本構想 …… 27

第1章 基本理念 …… 27

第2章 将来フレーム …… 31

第3章 将来都市構造 …… 33

III 基本計画 …… 36

第1章 人権・市民参画 …… 36

第2章 行政経営 …… 44

第3章 健幸・福祉 …… 50

第4章 こども・子育て …… 58

第5章 地域経済 …… 62

第6章 教育・文化 …… 76

第7章 都市基盤・生活基盤 …… 90

第8章 自然環境 …… 108

第3次飯塚市総合計画の全体構成

序論

社会潮流の変化	飯塚市の特性
(1) 人口減少と少子高齢化の進展 (2) 人権課題への対応と価値観の多様化 (3) 地域コミュニティの再生と協働のまちづくり	地理的特性/自然的特性/歴史的特性/ 社会的特性/人口構造/産業構造/ 財政の状況と財政見通し
(4) グローバル化・デジタル化の進展	市民意向
(5) 安全・安心、インフラの老朽化への対応 (6) 地球環境問題への対応	計画策定のための市民意識調査 計画策定のためのワークショップ

基本構想

■都市目標像

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
～幸せと未来を共に育む いいづか～

■まちづくりの基本理念

(1) 人権を大切にする市民協働のまち
(2) 共に支えあい健やかに暮らせるまち
(3) 活力とうるおいのあるまち
(4) やさしさと豊かな心が育つまち
(5) 水と緑豊かな快適で住みよいまち

■政策分野

(1) 人権を大切にする市民協働のまち	・・・人権・市民参画	・・・行政経営
(2) 共に支えあい健やかに暮らせるまち	・・・健幸・福祉	・・・こども・子育て
(3) 活力とうるおいのあるまち	・・・地域経済	
(4) やさしさと豊かな心が育つまち	・・・教育・文化	
(5) 水と緑豊かな快適で住みよいまち	・・・都市基盤・生活基盤	・・・自然環境

■将来フレーム

2036(令和18)年の目標人口　118,000人

■将来都市構造

(基本方針) 拠点連携型都市

基本計画

■分野別計画

政策分野（8）	施策（39）	基本事業（141）
第1章 人権・ 市民参画	1.人権尊重のまちづくりの推進	人権教育・啓発の推進ほか
	2.ジェンダー平等・男女共同参画の推進	ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくりほか
	3.協働のまちづくりの推進	協働のまちづくりの推進ほか
	4.情報化社会への適切な対応と情報発信の充実	広報の充実ほか
第2章 行政経営	1.効果的・効率的な行政経営の推進	効果的・効率的な行政経営の推進ほか
	2.持続可能な財政基盤の確保	健全な財政運営の確立ほか
	3.職員の人材育成・確保の推進	職員の資質向上ほか
第3章 健幸・福祉	1.健幸のまちづくり	健康づくりの促進ほか
	2.安心して暮らせる地域づくり	地域福祉の充実ほか
	3.障がい者福祉の充実	障がい者に関する理解促進のための啓発ほか
	4.高齢者が安心して暮らせるまちづくり	高齢者を支える体制づくりほか
第4章 こども・子育て	1.子育て支援の推進	経済的な支援の充実ほか
	2.就学前の教育・保育の充実	就学前の教育・保育施設の整備ほか
	3.こども・若者が健やかに成長する環境づくり	こども・若者を地域で支える環境づくりの推進ほか
第5章 地域経済	1.農林業の振興	多様な担い手の育成・支援ほか
	2.雇用促進と人材の育成	市内企業の雇用促進ほか
	3.地場産業の振興	新規事業の創出と事業の維持・拡大ほか
	4.創業・起業の促進と企業誘致	創業・起業の促進ほか
	5.商業の振興	魅力ある商店街づくりの推進ほか
	6.観光の振興	広域連携による観光の推進ほか
第6章 教育・文化	1.人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	生きる力を育む教育の推進ほか
	2.確かな学力を育む教育の推進	学力向上の推進ほか
	3.生涯学習の振興	多様な学習機会の提供ほか
	4.スポーツの振興	生涯スポーツ活動の推進ほか
	5.文化芸術の創造	市民による文化芸術活動の推進ほか
	6.歴史的・文化的遺産の保護と活用	文化財の保存・整備・活用の推進ほか
	7.国際交流・多文化共生の推進	国際交流の推進ほか
第7章 都市基盤・ 生活基盤	1.災害・減災対策の充実	防災・減災意識の向上と自主防災体制の確立ほか
	2.消防・救急体制の充実	消防機関との連携強化ほか
	3.生活安全の向上	防犯体制づくりの推進ほか
	4.計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進ほか
	5.定住環境の充実	空家等対策の推進ほか
	6.公共交通の維持と利便性の向上	生活交通の維持・確保ほか
	7.公園・緑地の整備	安全・安心な公園・緑地の整備ほか
	8.道路の整備	国道整備の推進ほか
	9.上下水道の整備と更新	経営基盤の強化ほか
第8章 自然環境	1.自然環境の保全	森林の保全ほか
	2.快適な生活環境づくり	合併処理浄化槽設置事業の推進ほか
	3.循環型社会・脱炭素社会の推進	環境教育の充実ほか

序論・基本構想

Ⅰ　序論

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市は、2007（平成19）年度に「第1次飯塚市総合計画（2007（平成19）年度～2016（平成28）年度」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。その後、人口減少と少子高齢化の進展をはじめとする社会情勢の変化の中、将来にわたって持続的に発展し続けることのできる地域の創出を図るため、「第2次飯塚市総合計画2017（平成29）年度～2026（令和8）年度」を策定し、引き続き都市目標像の実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少は今なお進行しており、地方自治体を取り巻く環境は今後もより一層厳しくなることが予想されます。また、これらの環境の変化に加え、予測困難な将来の時代に柔軟に対応できる持続可能なまちづくりの実現に向けた積極的かつ効果的な取組が多岐にわたって求められています。

こうした状況を踏まえ、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、限られた財源を有効かつ効率的に、また、最大の成果を上げるよう、長期展望に立ったまちづくりの指針として、「第3次飯塚市総合計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「飯塚市総合計画策定条例」に基づき策定する市政運営の総合的な指針であり、市民と行政が目指すべき都市目標像を掲げ、長期的なまちづくりの基本的な方向を明らかにした本市の行政運営における最上位計画と位置付けられます。

3. 計画の構成と期間

計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、2036（令和18）年度を目標年次とします。

期間は、2027（令和9）年度を初年度とし、2036（令和18）年度までの10年間とします。

基本構想

長期的展望に立ち、本市が目指すべき将来の姿（都市目標像）及びそれを実現するためのまちづくりの方向性（基本理念）を示すものです。

基本構想の期間は、2027（令和9）年度を初年度とし、2036（令和18）年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、その将来目標を実現するために、本市が行おうとする様々な取組（施策）を総合的・体系的に取りまとめたものです。施策別に現状や課題、目標などを示すとともに、点検・評価を行うための指標を示すなど、実用的な計画を策定することとします。

基本計画の期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこともあります。

また、本計画における各施策の推進は、SDGsの目標達成につながることから、基本計画の各施策とSDGsの目指す17のゴールとの関連性を明示します。

実施計画

実施計画は、基本計画に定めた様々な施策を、効果的に実施するために個々の事業を示すもので、財源の裏付けを伴う具体的な計画を明示するものです。策定にあたっては、事業の優先度や重要度を適切に勘案することとします。

実施計画の期間は、3年を基本とし、社会情勢や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

4. 計画策定の基本的な考え方

社会情勢が大きく変化する中で、総合計画には時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政がまちづくりの目標を共有することが大切であり、的確に財政状況を見通し、実効性のある計画とすることが必要です。こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき総合計画の策定に取り組みます。

（1）社会情勢の変化に対応した計画

少子高齢化や人口減少の進行などの社会情勢の変化による本市への影響を把握し、本市を取り巻く様々な課題に柔軟に対応できる計画とします。

（2）市の最上位計画として、持続可能なまちづくりの指針としての計画

都市目標像の実現に向けた「まちづくりの指針」として、各分野の行政計画の最上位に位置し、全ての分野にまたがって横断的に策定される唯一の計画であることから、本市の最上位計画として長期展望に立った持続可能なまちづくりの方向性を示すものとします。

（3）行政経営に活用できる計画

将来世代に健全で持続可能な財政運営を引き継ぐため、また、限られた地域資源で最大の成果を上げるために、経営の視点に立った行財政運営を行う必要があります。そのため、目標の達成状況の把握やこれらを評価・改善することができるように、行政評価と連動した実用的な計画とします。

（4）地域（市民・各種団体・事業者等）と共有できる計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけではなく、まちづくりの主体である市民、各種団体や事業者等の地域と行政の共通目標であることが求められます。そのため、まちづくりの目標について具体的な目標や方策等を明確にし、計画の構成や表現にも工夫を凝らすことで、地域共通の経営計画として幅広い層と共有できる分かりやすい計画とします。

第2章 計画策定の背景

1.飯塚市の特性

本市は、地理的特性や豊かな自然、歴史、またそれらを背景とする交通結節機能、集積した高次都市機能など多くの地域特性、資源を有しています。総合計画においては、時代の潮流を踏まえ、これらの特性を生かした施策を推進していくことが必要です。

(1)地理的特性

本市は、面積213.96k㎡、福岡県のほぼ中央に位置し、東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡市を中心とする福岡都市圏に、南は久留米圏域に隣接し、北は北九州市を中心とする北九州圏域に近接しています。

(2)自然的特性

本市は、南北に流れる遠賀川に沿って平野が広がり、東は関の山、西は三郡山地等に挟まれ、良好な自然が残されています。周囲の山々に源を発する河川は、本市の北部に多くの支流を集めて遠賀川となり、北流しています。気候は、盆地を形成しているため、夏冬、昼夜の気温差が大きく、内陸性気候の特徴を示しています。

なお、特に近年、気候変動の影響により全国的に風水害の頻発化や激甚化が進んでおり、山間部と市街地が混在する地形特性をもつ本市は浸水害や土砂災害のリスクを抱えています。また、市西部を縦断する西山断層帯による震災についてもリスクがあります。

(3)歴史的特性

本市は、古代から遠賀川に育まれた穀倉地帯であり、また、内陸交通の要衝として栄え、先進的な大陸文化が伝来し、中世には龍王山麓に仏教文化が花開きました。江戸時代には長崎街道の宿駅として、また水陸交通の要衝として栄え、商業都市飯塚のかたちができあがり、明治時代以降は日本の近代化を支えた筑豊炭田の中心都市として発展し、今日の飯塚の礎が築かれています。

（4）社会的特性

① 3つの大学と研究開発機関等の立地

本市には、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部の3つの大学が立地しています。3つの大学には、約4，300人の学生と約400人の教職員がおり、学園都市を形成し、高度な研究開発や将来を担う人材の育成が行われています。

また、理工系の大学の集積を背景に、産学連携のコーディネートを行う福岡県立飯塚研究開発センターや高度情報処理技術者の育成を行う（株）福岡ソフトウェアセンターが設立され、インキュベーション施設としての機能も併せ持つなど、研究開発と産業振興の拠点が集積しています。

② 充実した医療施設

本市には、病院と一般診療所が合わせて139施設（2024（令和6）年10月1日現在）立地しており、福岡県の中でも医療施設が充実しています。その中には、三次救急医療施設（重篤な救急患者に対し高度な救急医療を総合的に提供する医療施設）として飯塚病院、それを補完する高度医療を提供する二次救急医療施設として飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院など4施設、さらに、全国的にも高度な専門病院である総合せき損センターやリスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療を提供する飯塚病院総合周産期母子医療センターがあります。また、人口10万人当たりの病床数は、2，071．8（2024（令和6）年10月1日現在）と福岡県の平均（1，580．6）を上回るなど、筑豊地域の医療の拠点を担っています。

③ 九州2大都市圏（福岡都市圏・北九州都市圏）との良好なアクセス

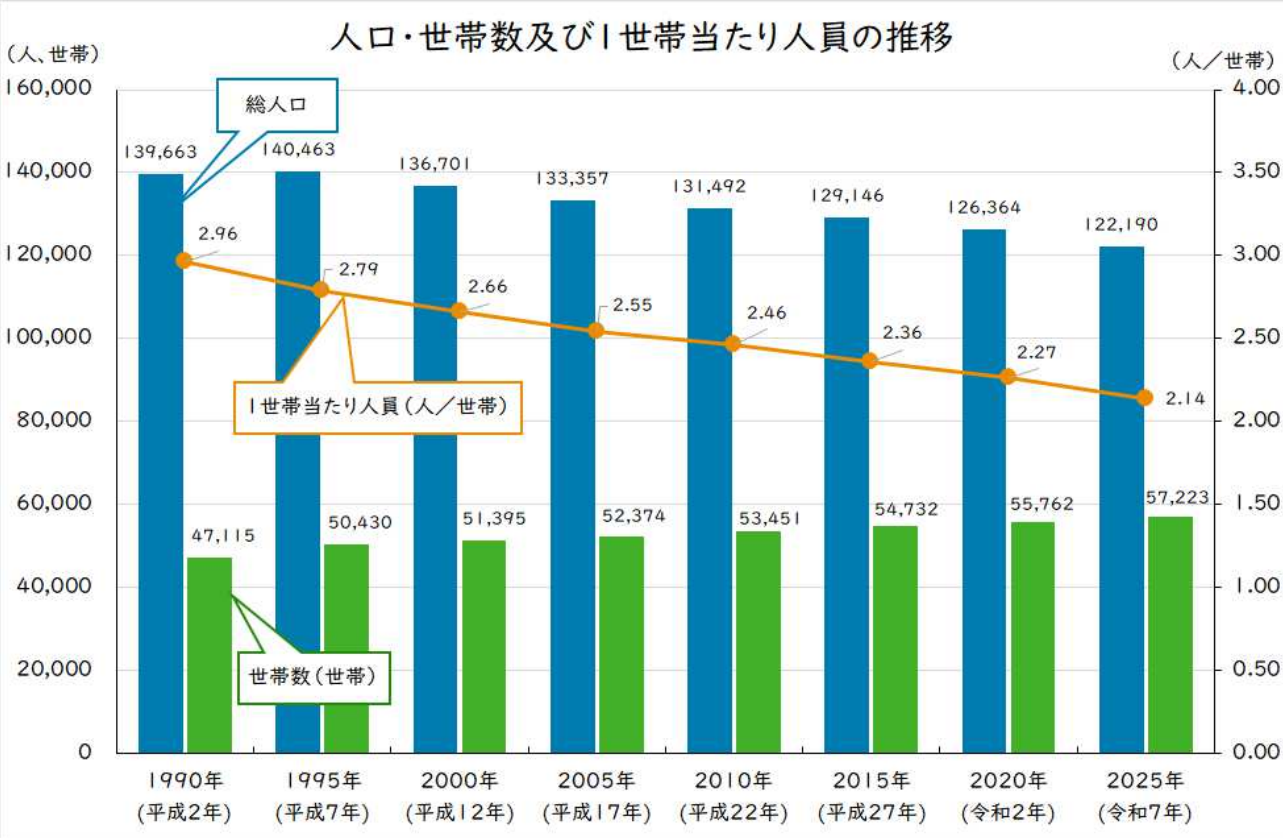
本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北九州市と筑紫野市を結ぶ国道200号、福岡市と苅田町を結ぶ国道201号及び大分県日田市と北九州市を結ぶ国道211号が通るとともに、黒崎駅と博多駅を結ぶJR福北ゆたか線、田川後藤寺駅と新飯塚駅を結ぶJR後藤寺線及び桂川駅と原田駅を結ぶJR原田線が通っており、交通の要衝となっています。

また、新飯塚駅から博多駅まで快速電車で約40分、小倉駅まで約60分の距離にあり、福岡都市圏、北九州都市圏への通勤・通学圏内となっています。

このように、本市は、福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

（5）人口構造

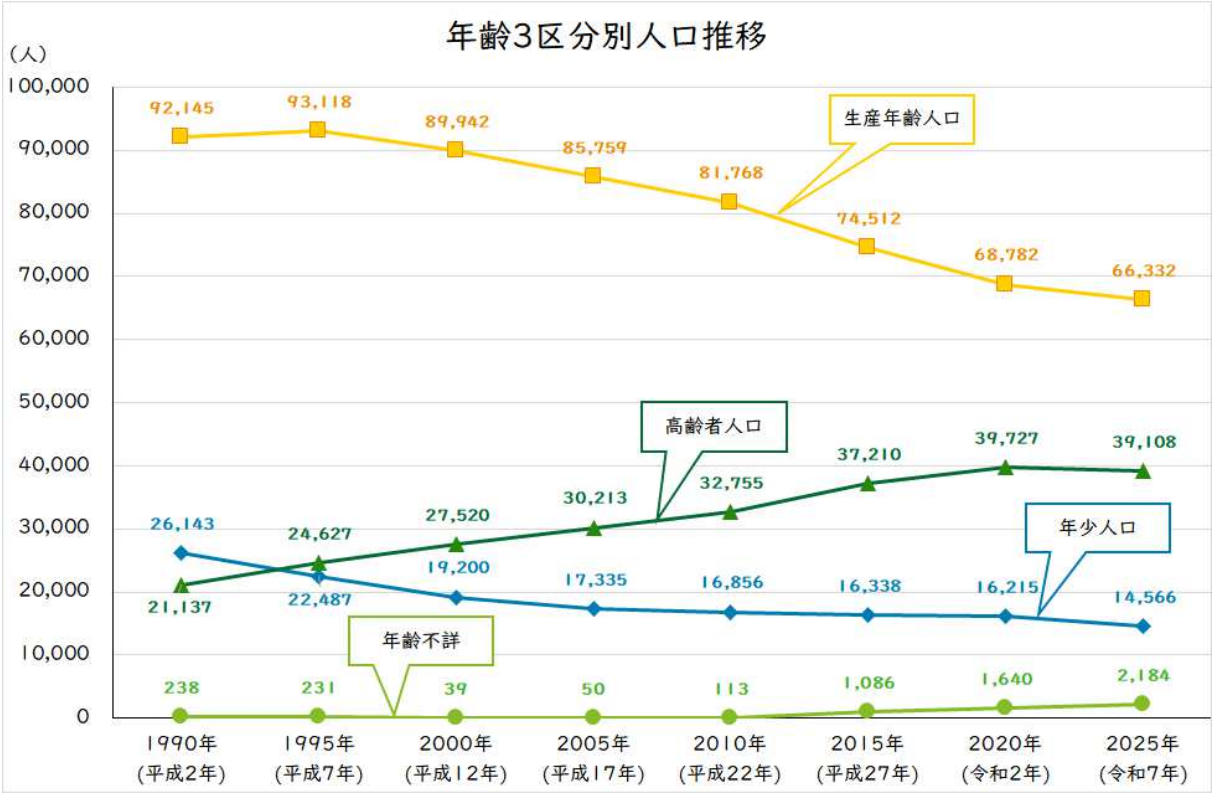
本市の人口は、2025（令和7）年の国勢調査（10月1日現在）では122,190人、世帯数は57,223世帯となっています。2020（令和2）年と比較すると、人口は126,364人から4,174人減少していますが、単独世帯の増加等により、世帯数は55,762世帯から1,461世帯増加しています。1世帯当たりの世帯人員は2020（令和2）年の2.27人から2025（令和7）年には2.14人まで減少しています。



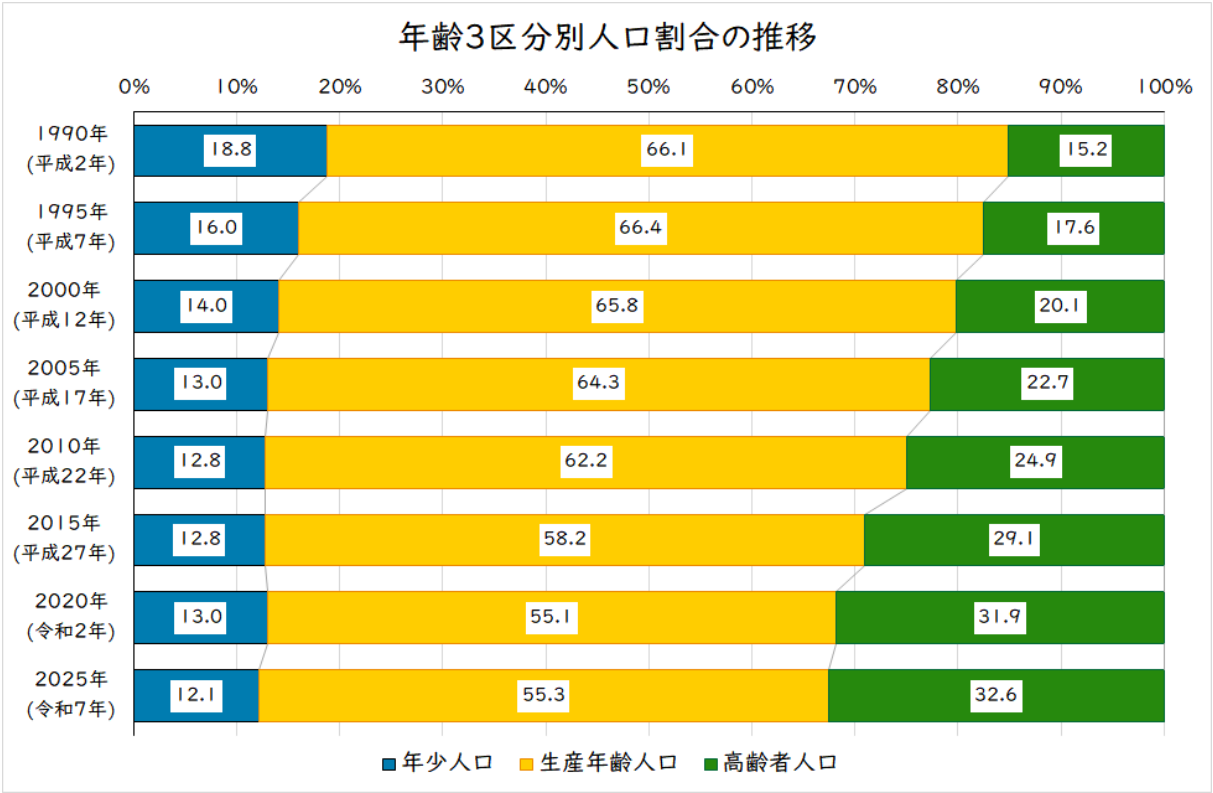
出所：国勢調査

年齢3区分別人口は、2025（令和7）年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は14,566人で全人口に占める割合は12.1%、15～64歳の生産年齢人口は66,332人で55.3%、65歳以上の高齢者人口は39,108人で32.6%となっています。

1990（平成2）年からの推移をみると、出生率の低下や平均寿命の伸び等により年少人口の減少と高齢者人口の増加傾向が顕著にみられ、高齢者人口が年少人口を上回って推移しています。



出所「国勢調査」

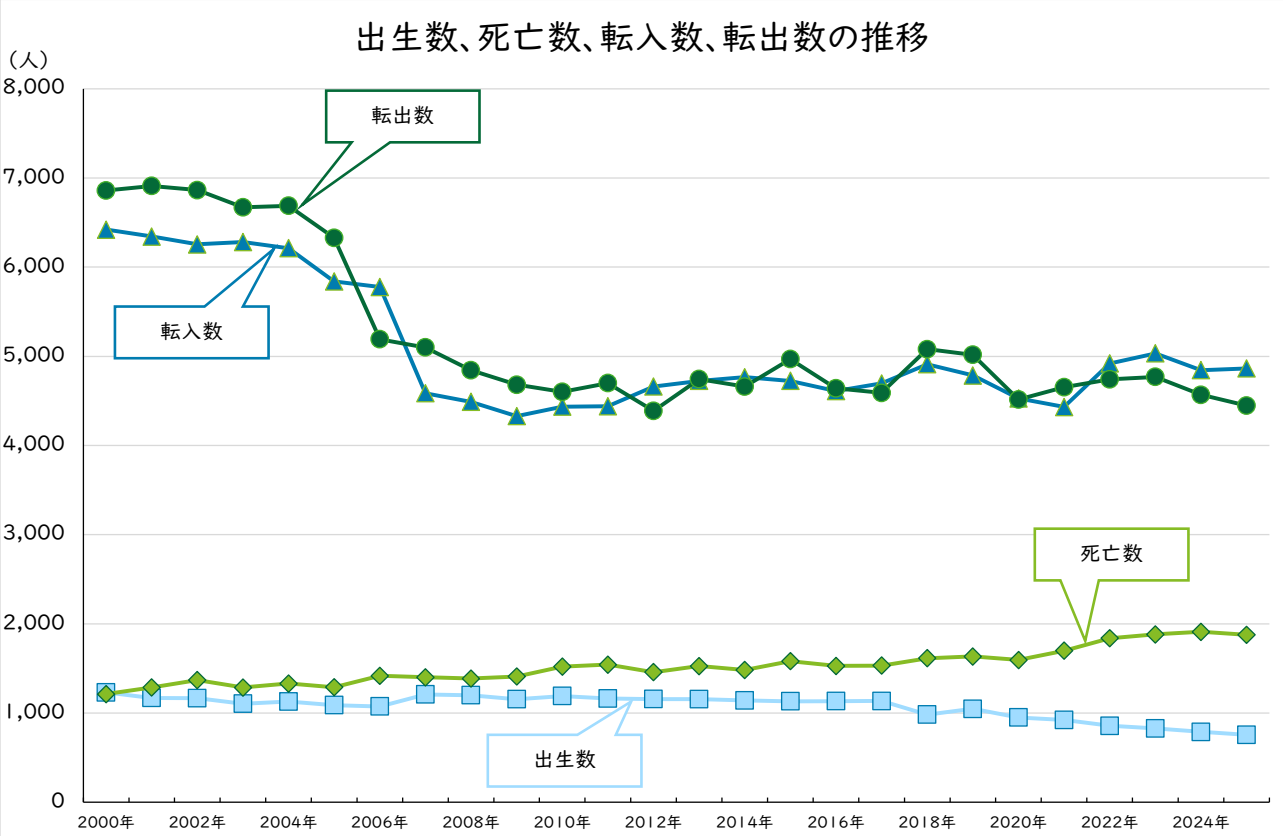


※割合は年齢不詳人口を除く、なお、端数処理の関係で合計が100%とならない場合がある。

出所「国勢調査」

近年の出生、死亡、転入、転出の状況をみると、出生数が減少する中、死亡数が増加し、その差が拡大傾向にあります。

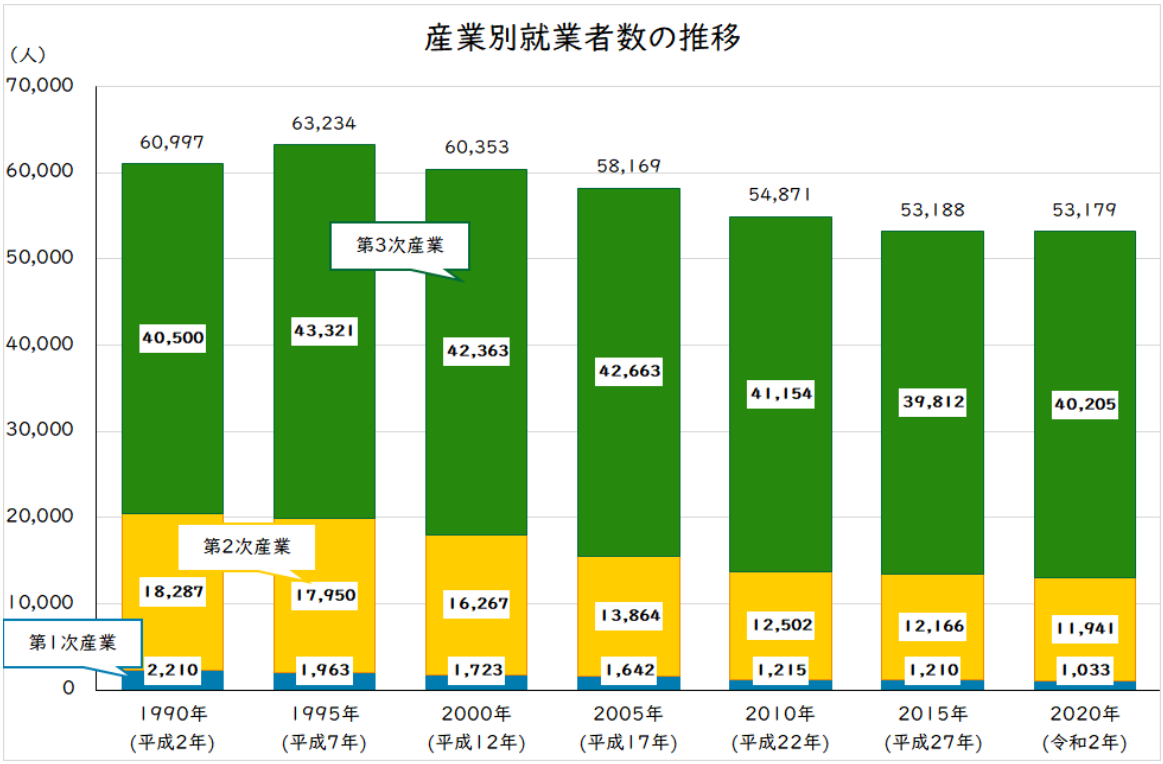
一方、2022（令和4）年以降、転入数が転出数を上回っており、社会増が続いています。



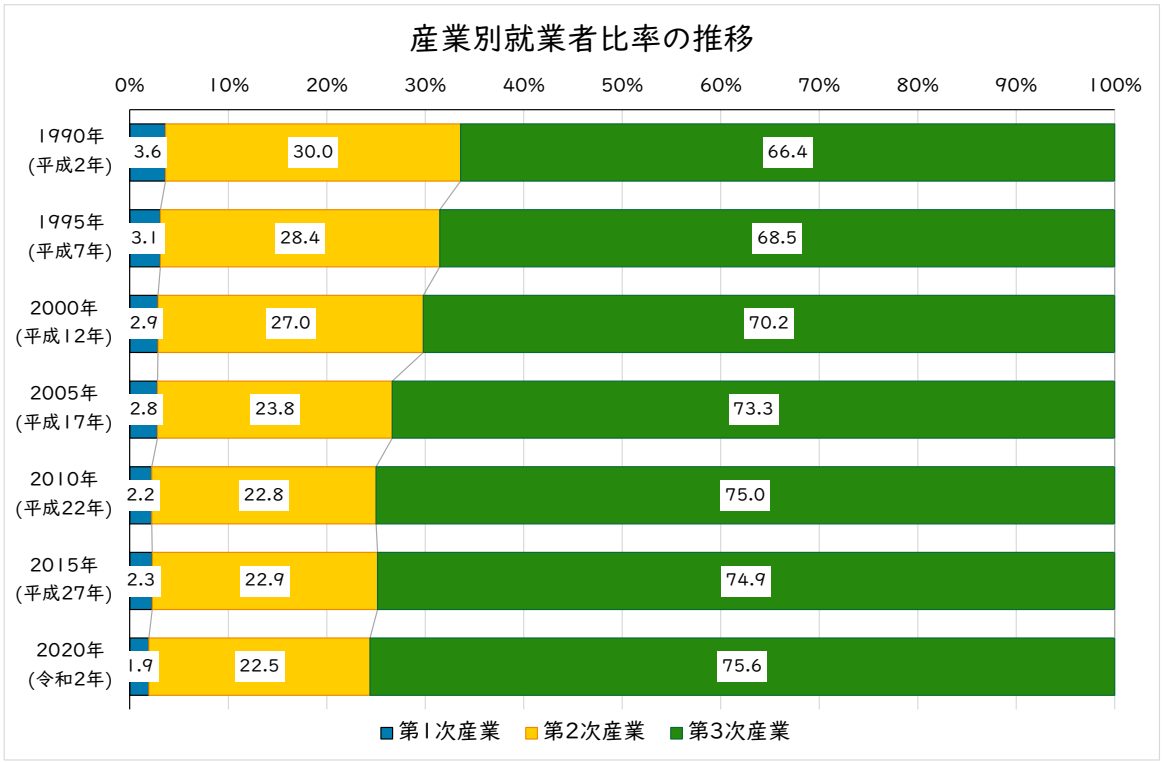
出所「福岡県　人口移動調査」

（6）産業構造

産業別就業者の構成は、2020（令和2）年国勢調査時点で、第1次産業が1.9%、第2次産業が22.5%、第3次産業が75.6%となっており、農業等の第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴をもっています。就業者数の合計は減少傾向にありますが、第3次産業就業者比率は、年々上昇傾向にあります。



出所「国勢調査」



※端数処理の関係で合計が100%とならない場合がある。

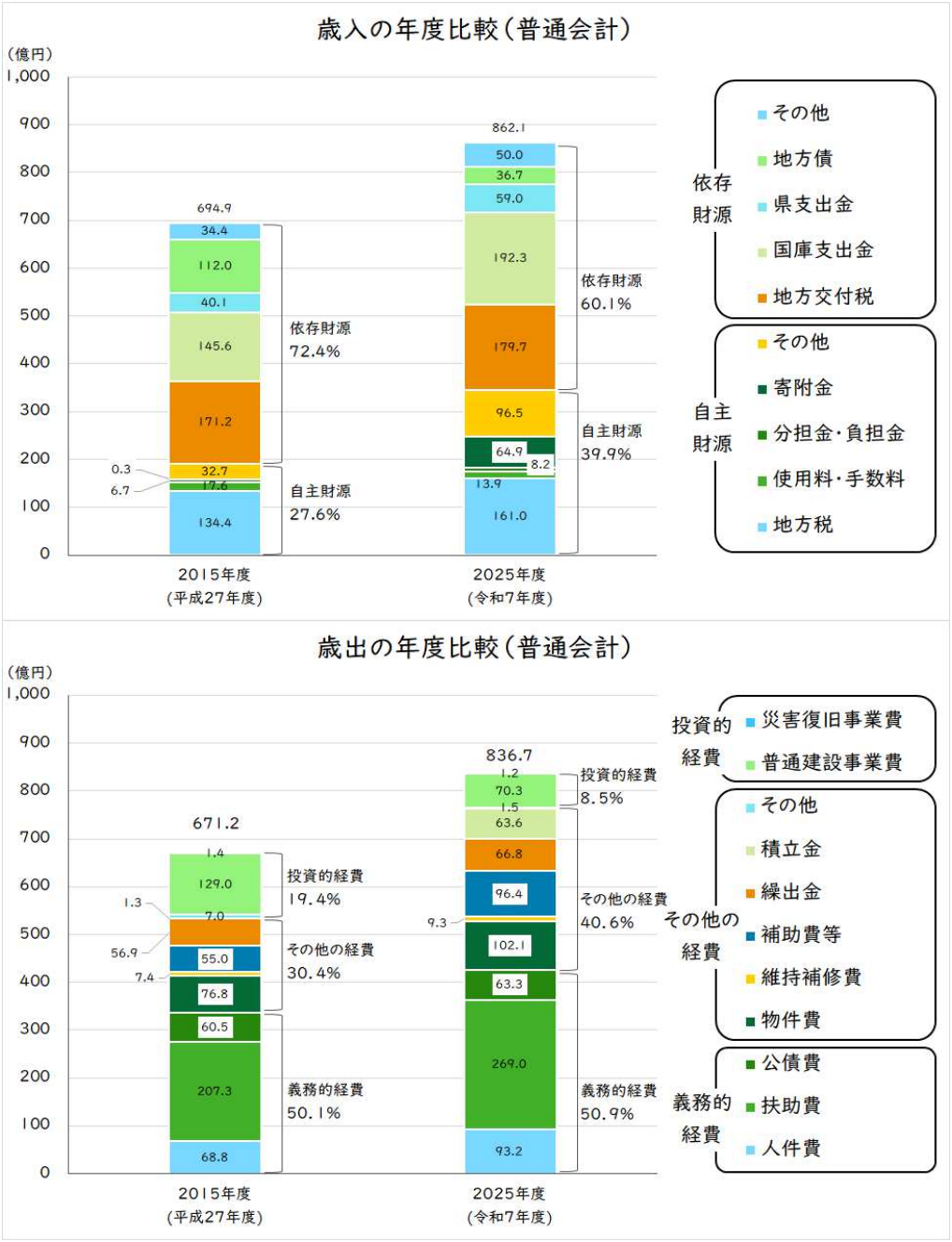
出所「国勢調査」

（7）財政の状況と財政見通し

① 財政の状況

財政状況の内訳を2015（平成27）年度と2025（令和7）年度で比較すると、歳入では、ふるさと納税による寄附金などの増加により自主財源の割合が上昇し、地方債[1]の減少などで依存財源の割合が低下しています。

歳出では、義務的経費のうち、人件費、扶助費[2]が増加しており、その他経費のうち補助費等、積立金などが増加しています。一方、投資的経費のうち普通建設事業費[3]が減少しています。



※端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

出所「地方財政状況調査」

1 地方債：資金調達のために借り入れる市の借金

2 扶助費：福祉や医療助成などの社会保障に関する費用

3 普通建設事業費：公共施設やインフラ施設の建設に関する費用

② 財政見通し

財政見通しについては、現時点の税財政制度を基に、少子高齢社会の進行、就業人口の減少などの影響を踏まえると、歳入は、地方税はほぼ横ばいで推移することが予想されるなか、少子高齢化や物価・賃金動向等に伴う行政需要の多様化に対応するため、地方交付税をはじめとする必要な一般財源の確実な確保が求められています。

歳出では、扶助費などの社会保障関連経費の増加が見込まれるほか、公共施設やインフラ施設の適切な維持更新、さらには防災・減災対策やこども・子育て政策などの新たな行政需要への対応も不可欠です。

今後の厳しい財政状況を見据え、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うためには、歳入の確保に加え、歳入に合わせた歳出構造にしていく必要があります。

このため、事業の選択と集中を進めるとともに、使用料や手数料等受益者負担の見直しのほか、公共施設やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理を推進するなど、歳入歳出の均衡を保ちながら、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう施策を進めていく必要があります。

2. 社会潮流の変化と飯塚市の主要課題

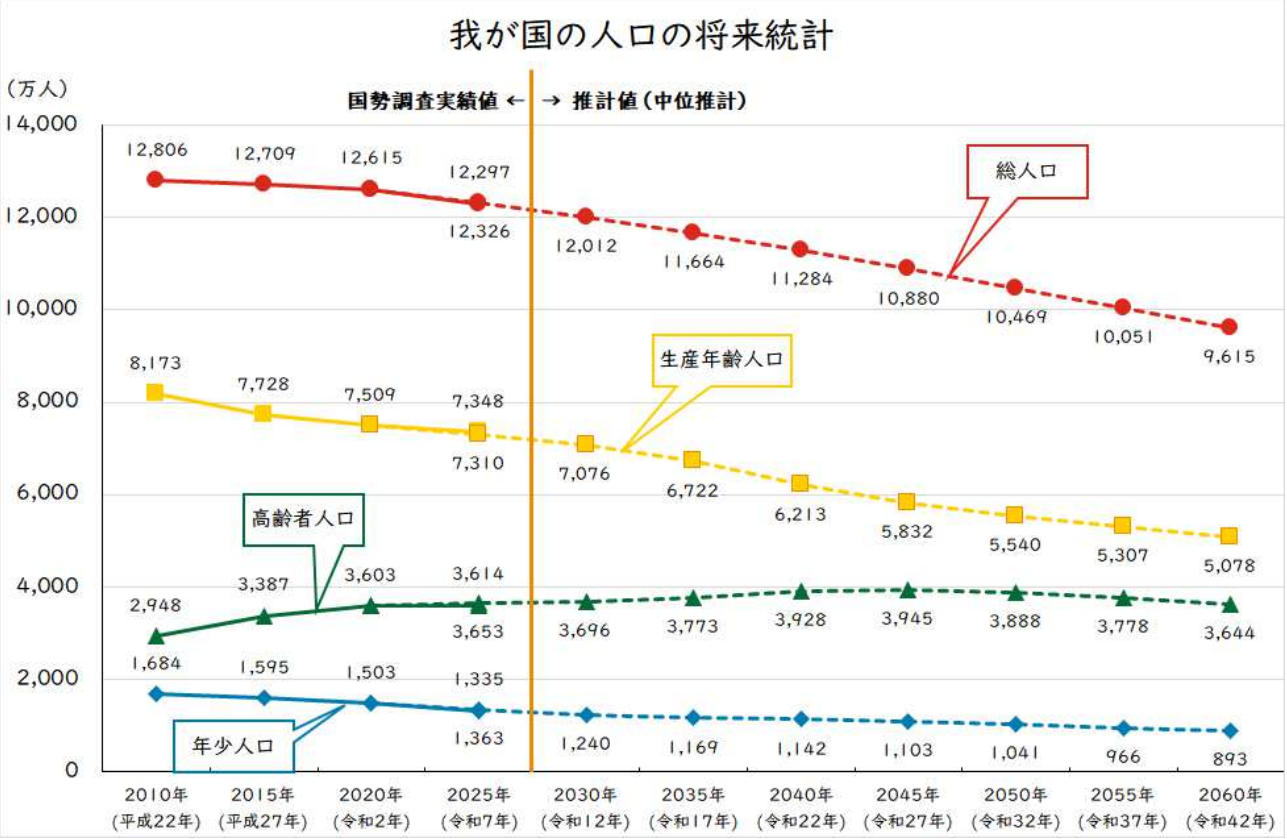
本計画の策定に向けては、社会潮流の変化を的確に把握し、それに対応した計画が求められています。ここでは、特に重要と思われる時代の潮流と本市の課題について整理します。

（1）人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位推計）によると、2040（令和22）年には1億1,284万人、2060（令和42）年には9,615万人まで減少すると見込まれています。また、2060（令和42）年には年少（0～14歳）人口が893万人（9.3%）、生産年齢（15～64歳）人口が5,078万人（52.8%）、高齢者（65歳以上）人口が3,644万人（37.9%）となり、ますます少子高齢化が進むものと予測されており、労働力人口の減少、社会保障費の増大や経済規模の縮小など、社会経済・雇用環境にも多大な影響を及ぼすことが懸念されています。地方においては、その傾向は顕著であり、本市においても同様です。こうした状況の中、人口減少を克服し将来にわたって活力ある社会を実現するため「まち・ひと・しごと創生本部」（現地域未来戦略本部）が国において2014（平成26）年に設置され、国と地方が総力を挙げて取り組んでいます。

本市においても、人口減少社会において、地域活動、経済活動、医療・福祉等あらゆる分野における人材の確保及び育成、都市基盤や生活基盤の維持、地域経済の振興などが課題となっています。

また、団塊の世代が2025（令和7）年には全て後期高齢者となり、そのこどもである団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据えて、高齢者をはじめ誰もが健康で安心して暮らし、活躍できる活力ある地域づくりがますます重要となります。



出所：実績値：総務省「国勢調査」（年齢不詳人口は各年齢区分に案分）
推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）

主要課題	①持続可能な行政経営の推進 ②全ての人が健康でいきいきと暮らせる環境の整備 ③安心して子育てができる環境の整備 ④社会保障制度の適切な運営 ⑤産業の振興 ⑥教育環境の整備・充実と人材育成 ⑦移住・定住施策の推進 ⑧都市基盤・生活基盤の整備

（2）人権課題への対応と価値観の多様化

社会生活のあらゆる場面において、部落差別問題をはじめ女性やこども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症などに対する様々な人権問題が生じており、近年では、社会情勢の変化などを背景に、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティ（性的少数者）に対する新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

全ての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養をはかり、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれることなく、個人の能力や個性を発揮できる地域社会を実現していくことが重要となっています。

主要課題	①一人一人の人権の尊重 ②男女共同参画社会の実現 ③生涯学習の充実

（3）地域コミュニティの再生と協働のまちづくりの推進

全国的に、少子高齢化や単身世帯の増加による地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、多種・多様な価値観やニーズを持つようになっています。一方、高齢者世帯の増加や災害の発生等もあり、見守りや地域の防災力が重要となっています。

本市においても、自治会の加入率低下などを踏まえ、まちづくり協議会等地域コミュニティ組織の活動基盤の確立、地域活動の担い手の確保や負担の軽減、持続可能な運営基盤の強化が課題となっています。また、地域活動以外に自主的に市民活動を行う人材の育成及び活動の支援も求められます。

地域住民の身近な活動拠点である交流センターについては、地域活動団体等や多様な主体の連携・交流を促進する拠点としての機能強化を図るとともに、その運営に当たっては、指定管理者制度の活用により、まちづくり協議会が主体となる運営体制への移行を推進します。これにより、地域の実情やニーズに即した柔軟できめ細かな地域サービスの提供を実現し、地域主体のまちづくりの更なる深化を図ります。

主要課題	①地域コミュニティの再生と活性化 ②協働のまちづくりの推進

（4）グローバル化・デジタル化の進展

外国人住民の増加や多国籍化、外国人観光客の増加などにより、地域における多言語対応や多文化共生への取組が必要とされています。本市においても、外国人住民が増加しており、今後は、市内在住の外国人に対する情報発信・相談体制の強化、地域理解の促進を通じ、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められます。

また、社会においては、スマートフォンやSNSが普及するとともに、近年、生成AIの普及が進んでいます。生活の利便性が向上する一方、サイバー攻撃や個人情報の流出等の危険性が高まるとともに、インターネットやデジタル技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じるデジタル格差の存在も見受けられます。

本市においても、デジタル格差を踏まえつつも、行政サービスや市民サービスへのデジタル化の推進が課題となっています。

主要課題	①多文化共生社会の推進 ②情報発信の充実 ③デジタル化による利便性の向上

（5）安全・安心の確保とインフラ老朽化対策の推進

気候変動の影響により全国的に風水害の頻発化、激甚化が進んでおり、国は、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するため、地震災害や風水害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、防災・減災、国土強靱化に取り組んでいます。

また、高齢者世帯の増加や幅広い年齢層におけるインターネット・SNSの普及、電子商取引の拡大などにより、地域コミュニティの希薄化や高齢者・こどもを狙った犯罪への対策が課題となっています。

さらに、高度経済成長期以降に整備された道路や上下水道、公共施設等の老朽化が課題となっており、防災・減災対策に対応した道路ネットワークの構築、災害に強い上下水道インフラの整備、避難所となる施設設備の充実などが課題となっています。

主要課題	①災害・減災対策の充実 ②消防・救急体制の充実 ③生活安全の向上 ④公共施設の総合的管理の推進 ⑤安全・安心な道路・橋りょう整備の推進 ⑥上下水道施設の維持・管理

（6）地球環境問題への対応

自然環境を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくため、気候変動や生物多様性の損失が国際的課題となっており、自治体にも環境保全への積極的な対応が求められています。また、自然環境は防災や観光の面でも重要な資源となっています。

また、温室効果ガスの削減は国際的な課題となっており、近年、エネルギー価格の高騰や国際情勢の不安定さもあり、地域における省エネルギーや再生可能エネルギーの導入が課題となっています。

主要課題	①自然環境の保全 ②循環型社会・脱炭素社会の実現

3. 計画策定のための市民意識調査

本市では、第3次飯塚市総合計画の策定に際し、より多くの市民意見を計画に反映するため、市民意識調査により、市民意識や第2次飯塚市総合計画に掲げた取組についての満足度と将来的に力を入れるべき取組等について調査しました。

（1）調査概要

調査時期	2025（令和7）年7月29日～8月21日
調査対象	市内に居住する18歳以上の男女から無作為抽出した6,000人を対象に実施 有効回収数 2,506人（41.8%）
調査方法	郵送配布、回答は郵送とオンラインの2種
主な調査項目	Ⅰ. 回答者の属性（性別、年齢、職業、居住地区、家族構成、通算居住年数など） Ⅱ. 住みやすさや愛着度（住みやすさ、住みやすい（にくい）と思う理由、愛着度など） Ⅲ. 飯塚市のまちづくりについて（飯塚市の取組に対する満足度・重要度） Ⅳ. 飯塚市での暮らしについて（暮らしの満足度、幸福感（Well-Being））

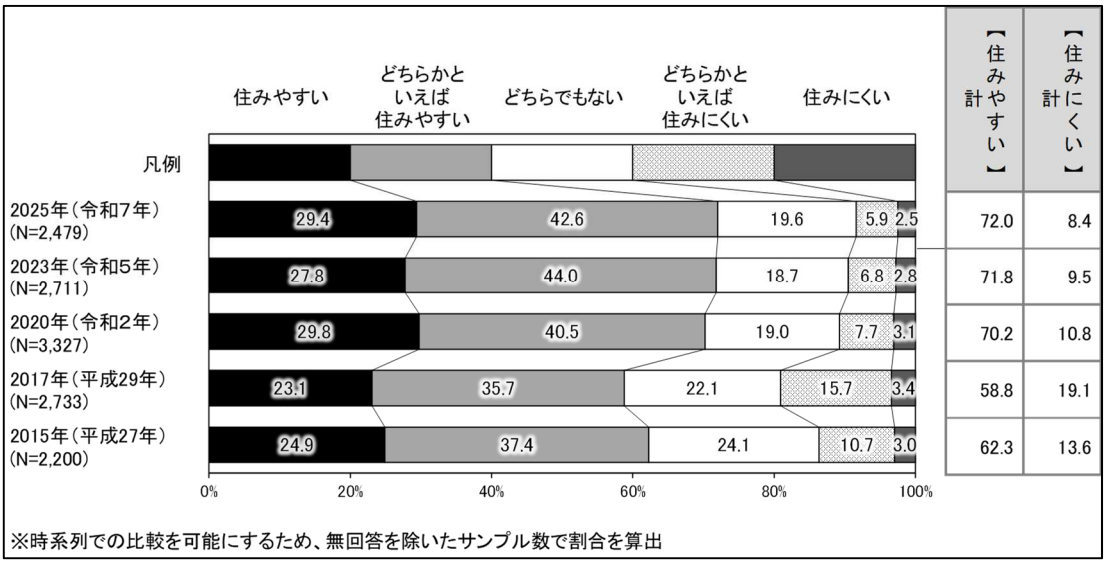
（2）飯塚市の住みやすさについて

本市の住みやすさをみると、「住みやすい」が29.4%、「どちらかといえば住みやすい」が42.6%となっており、これらを合わせた『住みやすい』（72.0%）の割合は7割を占めています。一方、「住みにくい」（2.5%）、「どちらかといえば住みにくい」（5.9%）を合わせた『住みにくい』（8.4%）の割合は1割弱となっています。

住みやすいと思う理由をみると、「買い物が便利である」（46.4%）の割合が最も高く、次いで「自然災害が少ない」（41.2%）、「自然環境がよい」（36.9%）、「この土地への愛着がある」（32.5%）などの順となっています。

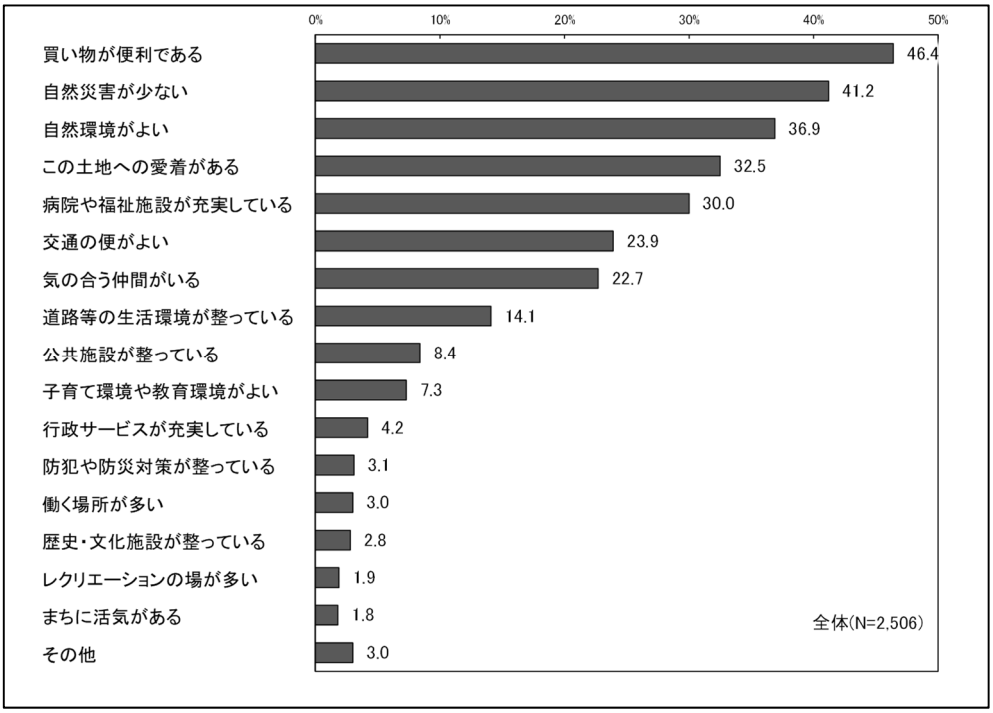
住みにくいと思う理由をみると、「交通の便がよくない」（42.1%）の割合が最も高く、次いで「まちに活気がない」（30.5%）、「働く場所が少ない」（24.4%）、「買い物が不便である」（19.6%）などの順となっています。

【住みやすさについて】

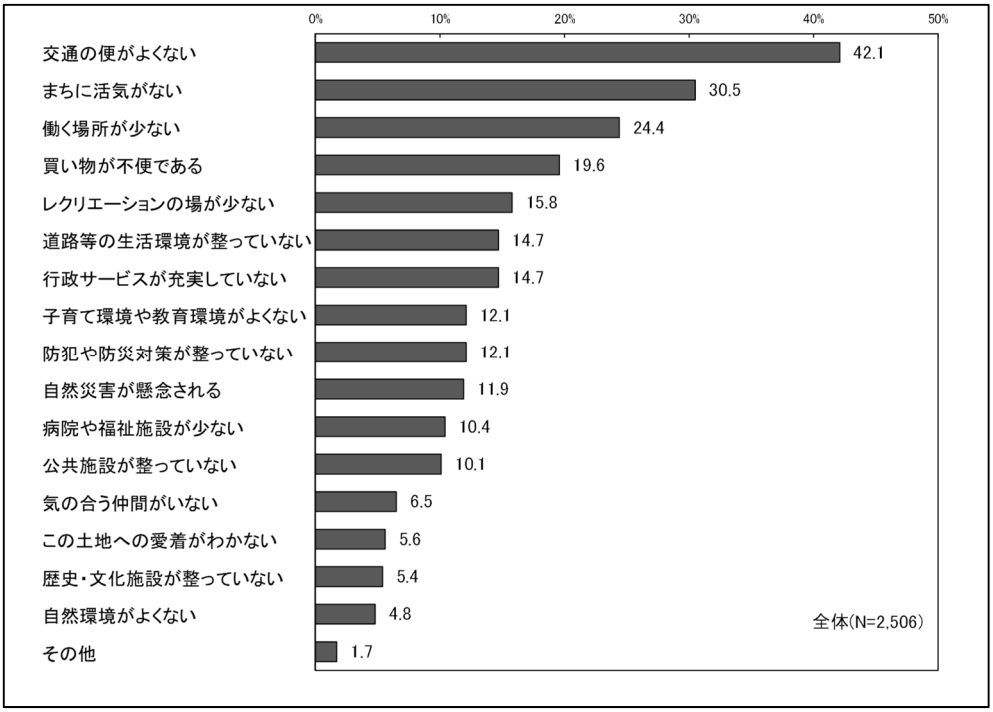


※時系列での比較を可能にするため、無回答を除いたサンプル数で割合を算出

【飯塚市の住みやすい理由】



【飯塚市の住みにくい理由】

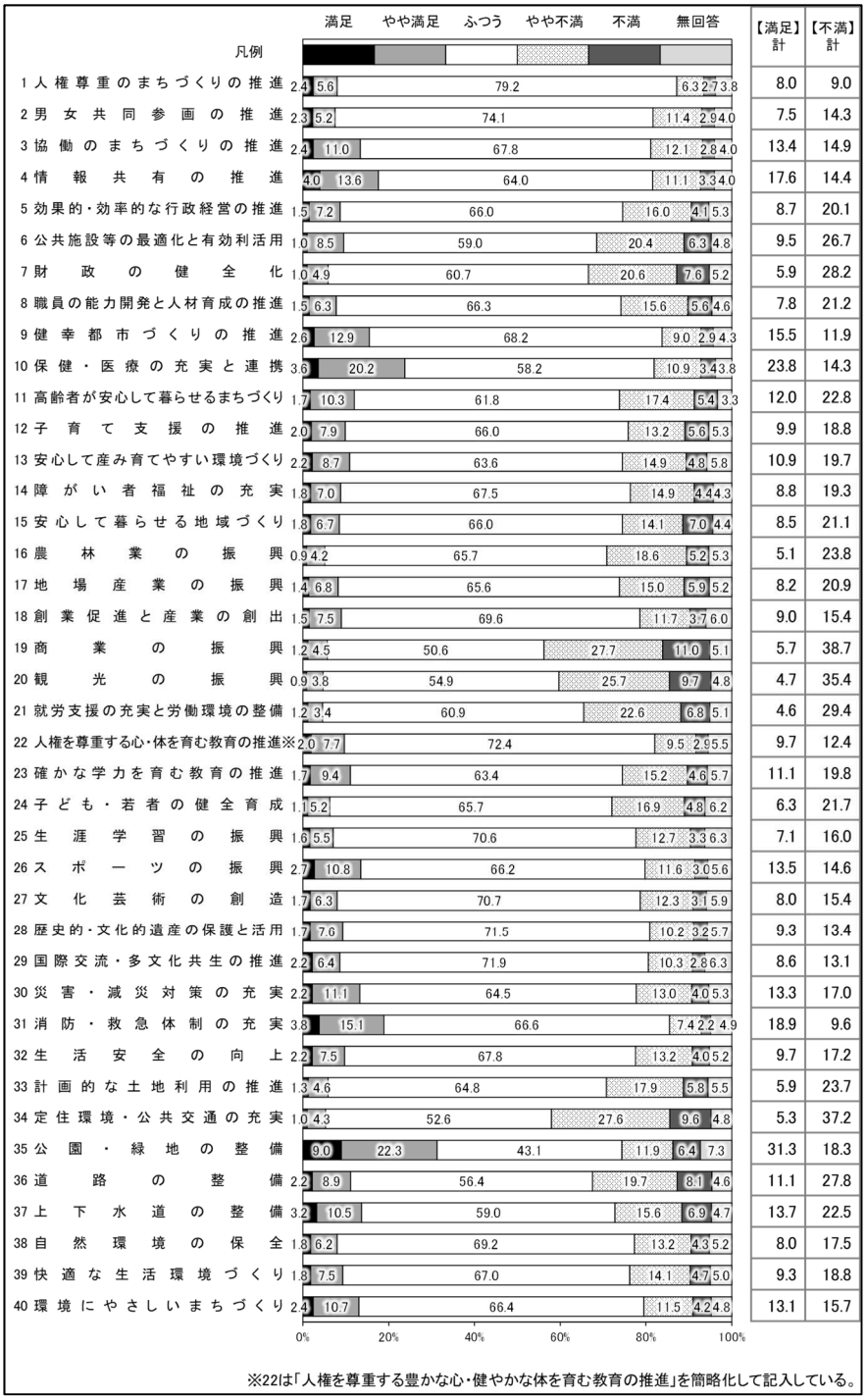


（3）飯塚市の取組への満足度

本市が行っている様々な行政サービスの取組について、どのくらい満足しているかを5段階評価で尋ねました。各施策に「満足」あるいは「やや満足」と回答した『満足度』の割合をみると、「公園・緑地の整備」（31.3%）が最も高く、次いで「保健・医療の充実と連携」（23.8%）、「消防・救急体制の充実」（18.9%）、「情報共有の推進」（17.6%）、「健幸都市づくりの推進」（15.5%）などの順となっています。

一方、「不満」あるいは「やや不満」と回答した『不満度』の割合をみると、「商業の振興」（38.7%）が最も高く、次いで「定住環境・公共交通の充実」（37.2%）、「観光の振興」（35.4%）、「就労支援の充実と労働環境の整備」（29.4%）、「財政の健全化」（28.2%）などの順となっています。

【取組への満足度】



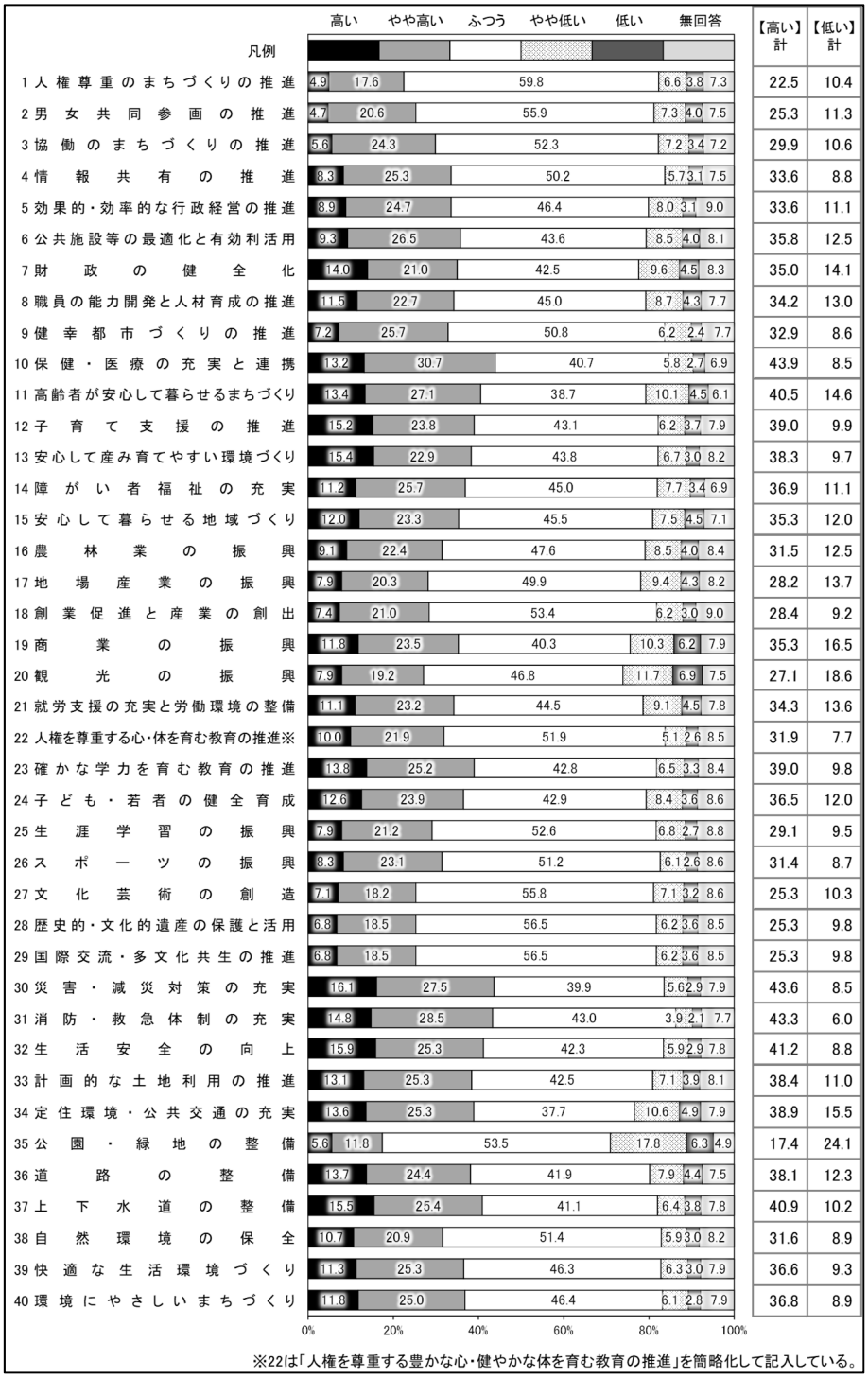
※22は「人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」を簡略化して記入している。

（4）施策の重要度

本市が行うべき各施策が、どのくらい重要かを5段階評価で尋ねたところ、各施策に対して「高い」あるいは「やや高い」と回答した『高い重要度』の割合をみると、「保健・医療の充実と連携」（43.9%）が最も高く、次いで「災害・減災対策の充実」（43.6%）、「消防・救急体制の充実」（43.3%）、「生活安全の向上」（41.2%）、「上下水道の整備」（40.9%）などの順となっています。

一方、「低い」あるいは「やや低い」と回答した『低い重要度』の割合をみると、「公園・緑地の整備」（24.1%）が最も高く、次いで「観光の振興」（18.6%）、「商業の振興」（16.5%）、「定住環境・公共交通の充実」（15.5%）、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」（14.6%）などの順となっています。

【施策の重要度】



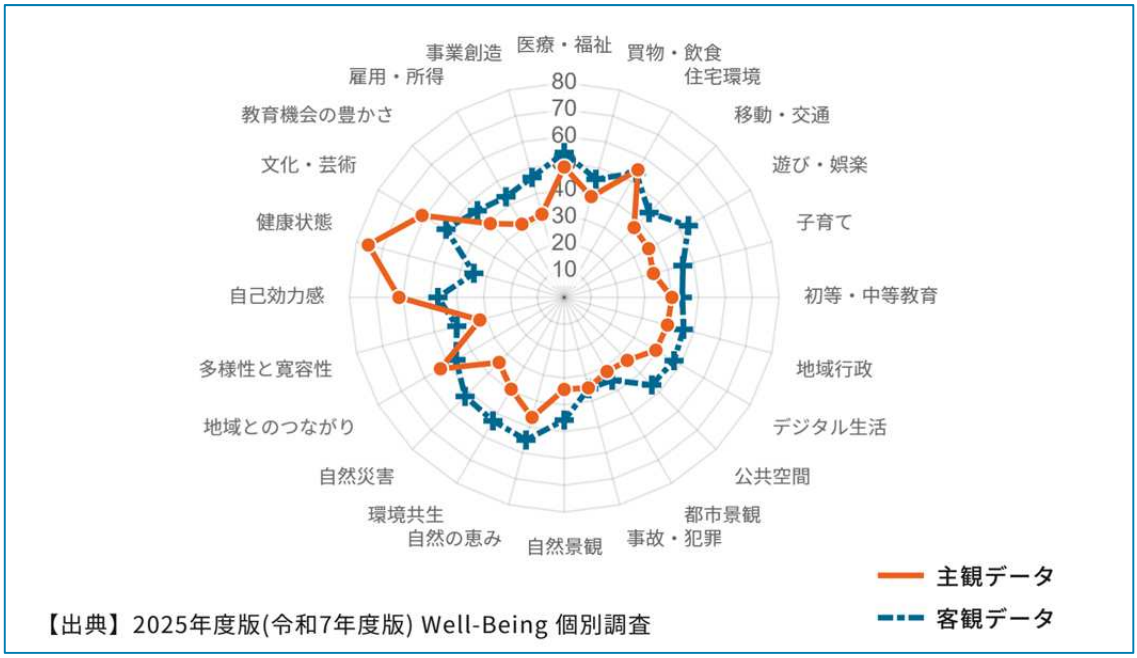
※22は「人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」を簡略化して記入している。

（5）暮らしの満足度と幸福感

暮らしている地域に対する評価を、主観指標（アンケートによる主観データ）と客観指標（統計データ等を基にした客観データ）を活用し、全国平均を50とした場合の数値をカテゴリー別に示します。

住宅環境、医療・福祉、文化・芸術で主観・客観とも高くなっている一方で、都市景観、事故・犯罪で主観・客観とも低くなっています。また、健康状態に関し、主観が客観を大きく上回っていますが、多くの項目で主観が客観を下回っています。

【カテゴリー別地域幸福度指標の状況】

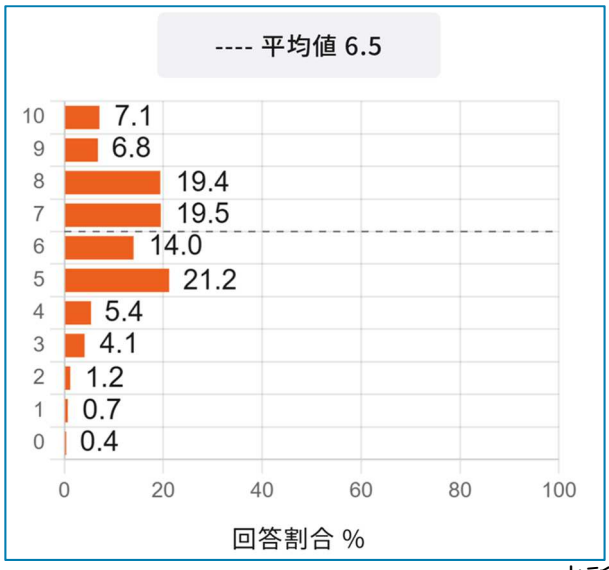


【出典】2025年度版(令和7年度版) Well-Being 個別調査

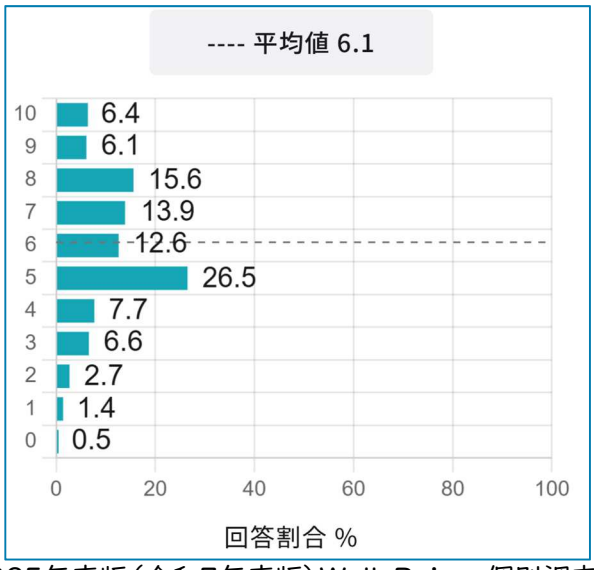
現在の幸福度について、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とした場合の点数をきいたところ、平均値は6.5点で、5点から8点までの間で74.1%を占めています。

5年後の幸福度について、平均値は6.1点で、5点から8点までの間で68.6%を占めており、現在の幸福度よりも少し低く回答しています。

【現在の幸福度】



【5年後の幸福度】



出所：2025年度版（令和7年度版）Well-Being 個別調査

4. 計画策定のための市民ワークショップ

本市では、市民意識調査に加え、第３次飯塚市総合計画の策定に際し、より多くの市民意見を計画に反映するため、中学生を対象としたワークショップ、市内の高校・大学に案内をしたうえで高校生以上を対象とした市民ワークショップを開催し、「今の飯塚市」「10 年後の理想の姿」「理想に向けてできること」についてご意見をいただきました。

（1）ワークショップの実施概要

①中学生ワークショップ

期　日：2025（令和7）年11月29日（土）10:00～12:00

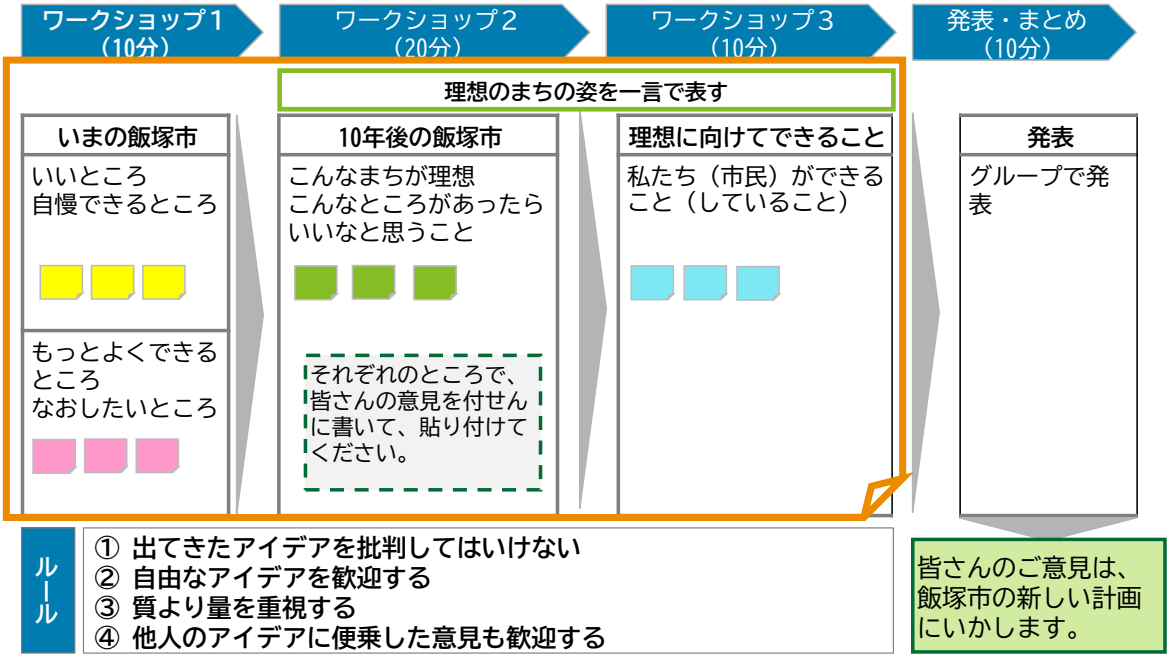
場　所：ゆめタウン飯塚2階 ゆめホール

参加者：飯塚市内中学校（県立含む）から各校2名（計22名、1チーム4～5名で4チーム）

②市民ワークショップ

期日（2026（令和8）年）	場所	参加者
1月22日（木） 19:00～20:30	穂波交流センター 研修室1～3	4名
1月24日（土） 10:00～11:30	飯塚市役所 2階多目的ホール	11名
1月26日（月） 19:00～20:30	頴田交流センター 第2・3研修室	12名
1月28日（水） 19:00～20:30	庄内交流センター 第3研修室	9名
1月29日（木） 19:00～20:30	筑穂交流センター 中研修室	7名

中学生、市民共に、下記のような流れでワークショップを実施しました。



（2）中学生ワークショップの結果

中学生ワークショップでは、次のような意見がでました。

<table>
<tr><th>今の飯塚市</th><th>10年後の理想の姿</th><th>理想に向けてできること</th></tr>
<tr><td rowspan="2">いいところ、自慢できること
・ 自然が豊か
・ 食べ物がおいしい、飲食店が多い
・ アクセスがよい
・ 行事やイベントが多い
・ 商業施設などが充実している
・ やさしい人が多い、人が親切</td><td rowspan="2">理想の姿（一言で）
A：みんな住みやすく地域・国際交流がある市
B：あつまれ！ビューティー飯塚
C：イベントが多くて人の交流がさかんなまち
D：市内だけでなく市外から多くの人が集まる、にぎやかなまち

個別の意見
・ 市内だけで楽しめる
・ 飯塚に残りたいと思える場所に
・ こどもが気軽に安心して遊べる
・ 外からたくさん人が集まってくる、様々な人との交流がある
・ 観光地がたくさんある
・ 全国から有名なまち
・ 道がきれい・安全、交通機関がたくさんある
・ たくさんの人が参加できるイベントが多い
・ 差別がない社会にやさしいまち
・ 人同士のつながりが深いまち
・ 外灯が増えて夜も明るいまち</td><td>今（中学生として）できること
・ 飯塚について知る、客観的にみる、理解を深める
・ イベントや行事に積極的に参加する
・ ボランティア活動に参加する
・ ごみが捨てられていたら拾う、ポイ捨てしない
・ 積極的に施設や公共交通手段を利用する
・ 外国産のものではなく特産品を買うようにする
・ 飯塚のよさを伝えていく、SNS等で魅力を発信する</td></tr>
<tr><td>もっとよくできるところ、なおしたいこと
・ 高速道路が遠い
・ 道路が凸凹している
・ バスの便が少ない
・ スポーツ施設が1つに集まった場所がない
・ ポイ捨てが多い
・ 夜だけ治安が悪い、外灯が少ない
・ 遊ぶ場所が少ない、中心地に集中している
・ 商店街に行く人が少ない</td><td>将来（大人になったら）できること
・ 飯塚の良さを伝える
・ 若い世代に飯塚のいいところを伝える
・ イベント等の運営にかかわり、市を盛り上げていく
・ 観光地、遊べる場所、有名店をつくる
・ 有名人になって飯塚市を紹介する
・ 地域の取組に積極的に参加する</td></tr>
</table>

（3）市民ワークショップの結果

市民ワークショップでは、次のような意見がでました。

今の飯塚市	10年後の理想の姿	理想に向けてできること
いいところ、自慢できること ・ 都市へのアクセスの良さ（福岡・北九州へのアクセス、鉄道・バイパス） ・ 医療機関が多く質も高い ・ 子育て支援・教育資源（大学・図書館・講座）の充実 ・ 自然が豊かで食べ物・農産物がおいしい ・ 大型商業施設や日常の買い物の便利さ ・ 祭り・文化・スポーツイベントが多い（嘉穂劇場、車いすテニス、盆踊りなど） ・ 人が親切・温かく、地域活動・まちづくりが活発	・ 文教都市としての発展（公立フリースクール、体験・文化の学び、100年学び合うまち） ・ 誰もが参加しやすい地域コミュニティ（自治会+まちづくり協議会）、透明で効率的な運営 ・ こども・若者・高齢者の居場所や交流拠点の充実、公園・屋内遊び場の整備 ・ 交通網の高度化（バス・乗合・無人バス・柔軟な乗降、バイパス整備） ・ 空き家・空き店舗の利活用、商店街再生、独自の目玉づくり、オシャレ度の向上 ・ 安全・安心・きれいで防災力の高いまち、犯罪が少ない ・ 子育てしやすい環境で出生率向上、Uターン・定住促進、外国人とも共生 ・ 花いっぱいなど景観美化、地域誇りの醸成	・ ボランティアや市の委員会・イベント・ワークショップへの参加、意見発信 ・ 世代横断の交流づくり、地域のキーマン育成、公民館・図書館の活用 ・ ごみ拾い・分別徹底・美化活動、花いっぱい運動 ・ SNSや広報で魅力・情報拡散（ハッシュタグ、広報紙の工夫） ・ 大学生等との連携、まちづくり大学設立、手続きのオンライン化支援 ・ 空き家紹介やリユース活用、資源循環 ・ 健康維持、地元で買い物、PTA参加、公共交通の積極利用 ・ 市・市長のリーダーシップによる目標設定、他地区の取組 ・ 学習
もっとよくできるところ、なおしたいこと ・ 車がないと不便、公共交通の不便（接続・便数・時間帯・路線） ・ こどもの屋内遊び場や一人で安全に行ける場所の不足 ・ 空き家の増加と未活用、商店街の衰退 ・ 夜間の街灯不足・治安不安、歩道がない・狭い・道路劣化 ・ コミュニティの弱体化（自治会加入率低下、交流機会不足） ・ 美術館・科学館など文化施設やランドマークの不足、観光資源の活用不足 ・ 行政の広報・情報発信・手続きのデジタル化の不足 ・ 学びの多様化支援不足（不登校対応、フリースクール等） ・ 高齢者・免許返納後の移動や居場所の不足 ・ ごみ分別や路上ごみなど環境面の課題		

II　基本構想

第Ⅰ章 基本理念

Ⅰ.都市目標像

本市が目指す都市目標像を以下のとおり定めます。

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
～幸せと未来を共に育む いいづか～

私たちの暮らす飯塚市は、豊かな自然、先人たちの努力と英知で築かれた歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した福岡県の中央に位置する筑豊の中心都市です。

少子高齢化の進展とともに人口減少社会を迎え、地方公共団体には、自らの判断と責任において、地域の個性や特性を生かし、まちづくりを進めていくことが一層求められています。このため、本市の地域資源や強みを市内外に積極的に情報発信（シティプロモーション）することで、市民のまちへの誇りや愛着であるシビックプライドの醸成とまちのブランド化に取り組み、産業の振興、交流人口の拡大や定住人口の増加を図り、本市の限りない発展につなげていきます。

また、市民が主役となっていきいきと暮らす、活気に満ちた住みよいまちづくりが求められることから、第Ⅰ次飯塚市総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」は、今後も追求するべき目標であり、第2次飯塚市総合計画と同様に第3次飯塚市総合計画においても都市目標像として継承します。

変化の激しい社会情勢の中にあっても、全ての人の人権が尊重され、多様な主体がそれぞれの力を発揮しながら、誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちを築いていくことが重要です。そのためには、市民一人一人が暮らしの中で「幸せ」を実感し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協力・連携し、本市の「未来」を共に育んでいくことが必要です。

そこで、「幸せと未来を共に育む いいづか」を副題と位置づけ、これまでの取組によるよい流れを更に発展させていきます。人を大切にし、人が育つことで未来を切り拓くとともに、近隣自治体との連携を一層深め、筑豊の中心都市として新たな価値を創造し、希望ある未来を次の世代へ引き継いでいきます。

2. まちづくりの基本理念

都市目標像を実現するために、5つのまちづくりの基本理念を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

まちづくりの基本理念

（1）人権を大切にする市民協働のまち

（2）共に支えあい健やかに暮らせるまち

（3）活力とうるおいのあるまち

（4）やさしさと豊かな心が育つまち

（5）水と緑豊かな快適で住みよいまち

3.まちづくりの基本理念と政策分野

本市の将来像を実現するためのまちづくりの基本理念を受け、8分野の政策を定め、全般にわたる施策を展開していきます。

（1）人権を大切にする市民協働のまち

① 人権・市民参画

活力ある地域社会を実現するためには、基本的人権の尊重は不可欠であり、人権が真に尊重されるまちづくりが重要となります。

お互いの人権を尊重するとともに、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを進め、まちづくりの様々な場面で市民参画を促します。さらに、市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の協働による活力ある地域づくりを推進し、市民がまちづくりに参画できるよう効果的な情報発信及び情報共有を進めます。

これらを一体として進め、人権が真に尊重され、市民参画と協働による活力ある地域づくりが進むまちを目指します。

② 行政経営

持続可能な財政基盤を確立するとともに、多種・多様化する市民ニーズに適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。あわせて、市民ニーズや行政課題に的確に対応できる職員を育成し、質の高い住民サービスが実現するまちを目指します。

（2）共に支えあい健やかに暮らせるまち

① 健幸・福祉

健康寿命延伸のための予防医療・介護予防の充実を図り、市民のライフステージに合わせた心と体の健康づくりを推進します。

また、地域において互いに助け合う地域福祉活動を進め、障がいの有無や年齢にかかわらず、共に支え合うことで、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが生きがいや役割をもって、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活への施策の充実を図り、健やかに暮らせるまちを目指します。

② こども・子育て

地域とのつながりの中で、こどもを育む全ての人が、こどもの成長や子育てに伴う喜びを実感できる環境を土台に、全てのこども・子育て家庭への支援を推進します。さらに、こども一人一人の発達段階に応じた教育・保育や子育てサービスの充実や質の向上を推進します。加えて、学校・家庭・地域が連携し、こども・若者の権利を尊重しつつ、健やかな成長と自立を実現するまちを目指します。

（3）活力とうるおいのあるまち

① 地域経済

多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進などにより農林業の活性化を図ります。また、若者の定着に向け市内企業への就職を促進するとともに、産学官連携による人材の確保・育成を推進します。さらに、経営環境等の変化に対応できるよう地場産業の振興と創業支援、地域商業の経営安定化と地域経済循環の向上に取り組みます。加えて、観光振興を推進し、地域経済が活性化するまちを目指します。

（4）やさしさと豊かな心が育つまち

① 教育・文化

豊かな心と生きる力を育み、健やかなこどもたちの育成を基礎に、「かしこく」「やさしく」「たくましい」こどもたちの育成に向け、教育環境の整備・充実を進めます。あわせて、「いつでも どこでも だれでも」学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりと、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進します。さらに、地域文化を大切にする心を育み、文化芸術の継承と活動の支援を進め、貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育みます。加えて、市民の国際化に対する意識や相互理解を深めるとともに、国際交流や多文化共生のまちづくりを進め、文化の薫るまちを目指します。

（5）水と緑豊かな快適で住みよいまち

① 都市基盤・生活基盤

地域防災力の強化など災害に強い組織・ひとづくりと、防災・減災施策を促進するとともに防災力の強化、消防団活動の充実及び救急体制の整備を進めます。さらに、防犯、交通安全、消費者保護への取組により、安全に安心して日常生活が送れる環境を整えます。

総合的な土地利用計画のもと、自然と調和を図りながら住環境や地域経済を見据えた土地利用を進め、良質な住環境、生活交通の維持・確保と利便性の向上、公園・緑地の適正配置や整備、広域的な道路ネットワークと安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。あわせて、上下水道については安全で安心な水環境と清潔で快適な生活環境づくりを進め、災害に強く暮らしやすいまちを目指します。

② 自然環境

自然環境の保全に努め、市民の環境保全意識の向上と生態系の保護のための活動を推進します。あわせて、河川の水質向上や市民協働による環境美化活動等を通して、清潔で快適な生活環境づくりを進めます。さらに、環境教育の徹底、リサイクル意識の向上やごみ減量化等を図ることにより、循環型社会の形成を推進します。これらを一体として進め、自然環境が守られ、清潔で快適な生活環境と循環型社会・脱炭素社会を実現するまちを目指します。

第2章 将来フレーム

将来フレームは、本市の過去から現在までの人口推移を基礎資料として、本計画の様々な施策を円滑に推進することを前提とした、10年後の姿を示すものです。

1. 総人口

国勢調査に基づく本市の人口は、1995（平成7）年の140,463人をピークに減少傾向となっています。2020（令和2）年までの国勢調査結果に基づき推計した国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、目標年次の2036（令和18）年の人口は、113,635人と予測されており、2025（令和7）年の人口122,190人に対して8,555人の減少が予想されます。

全国的にも2008（平成20）年に始まった人口減少が今後加速度的に進行すると推計されており、人口規模の維持は困難な状況になると考えられています。

このような全国的な人口減少時代の中にあって、本市の人口減少の主な要因としては、親となる世代の人口減少、出生数の減少と死亡数の増加などであり、活力あるまちづくりの実現のためには、一定の人口を維持していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、若年層の移住定住に向けた就業機会の拡大、子育て環境の整備や教育の充実、地域活動の充実などにより、人口減少の抑制に向けた様々な施策を講じることにより、本市の2036（令和18）年の目標人口を118,000人と設定します。

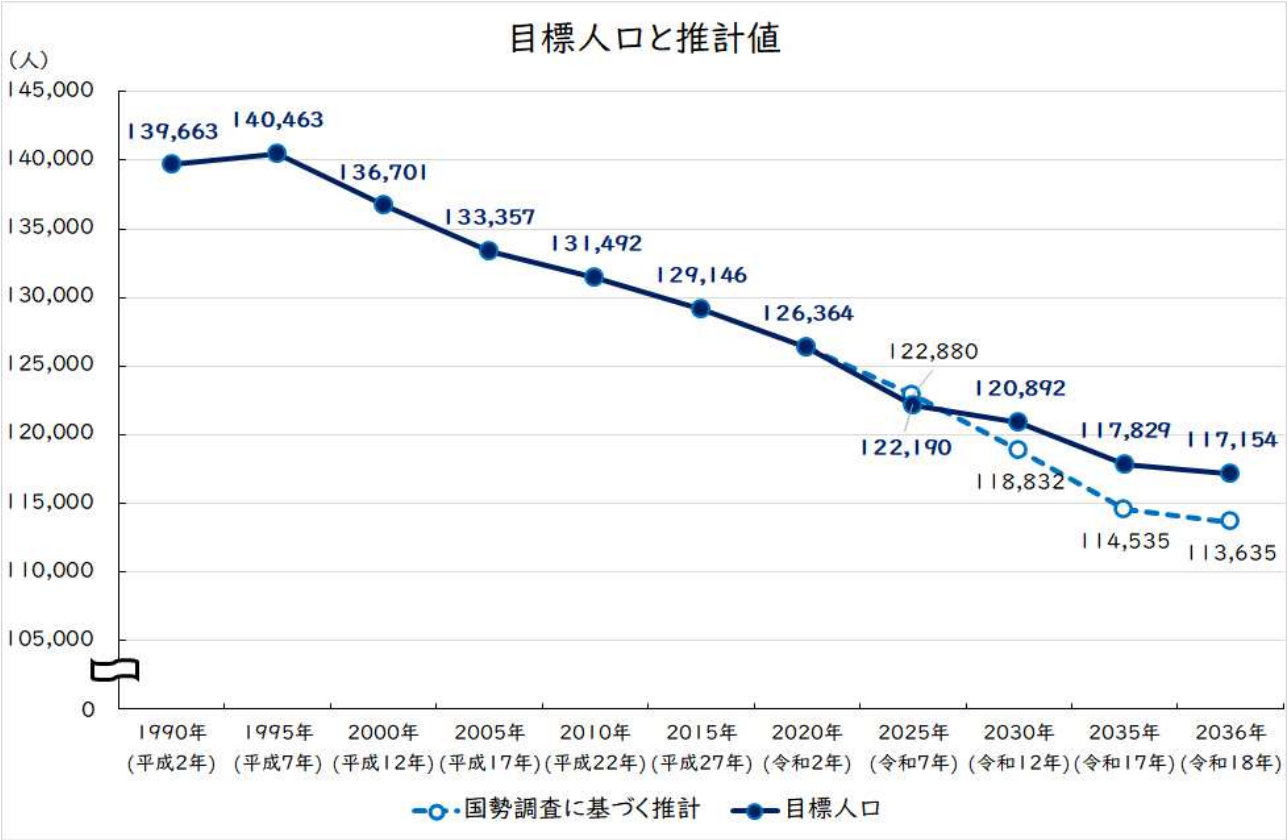
2036（令和18）年目標人口　118,000人

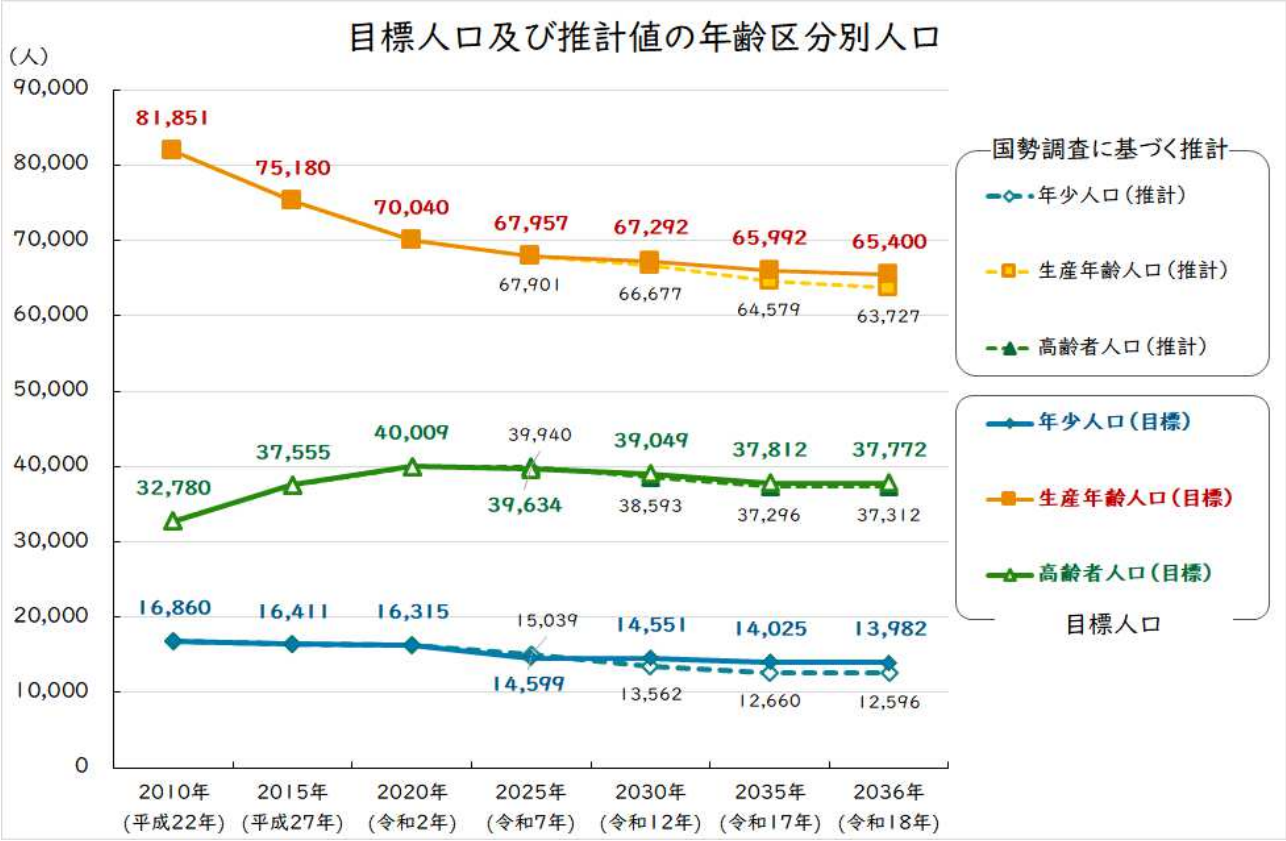
2. 年齢別人口

現在、本市の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は、全国や福岡県を上回る値で上昇を続けています。2025（令和7）年の高齢化率は、全国が29.4%、福岡県が28.5%であるのに対して、本市は32.6%となっており、およそ10人に3人が高齢者となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年少（0～14歳）人口や生産年齢（15～64歳）人口は、少子化の影響から2035（令和17）年にはそれぞれ全体に占める割合は低下するものと見込まれています。

そのような中、本市では、人口減少克服に向けた様々な施策を講じることにより、生産年齢人口の減少を鈍化させ、年少人口と高齢者人口は横ばいになることを見込みます。





国勢調査に基づく推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(2020(令和2)年までの国勢調査結果に基づき「コーホート要因法」により推計)
目標人口:自然増減(出生等)及び社会増減(移動等)に関する仮定を基に本市独自で推計
2025(令和7)年までは総務省「国勢調査」実績値。(年齢不詳人口を案分し算出)

第3章 将来都市構造

1.基本方針

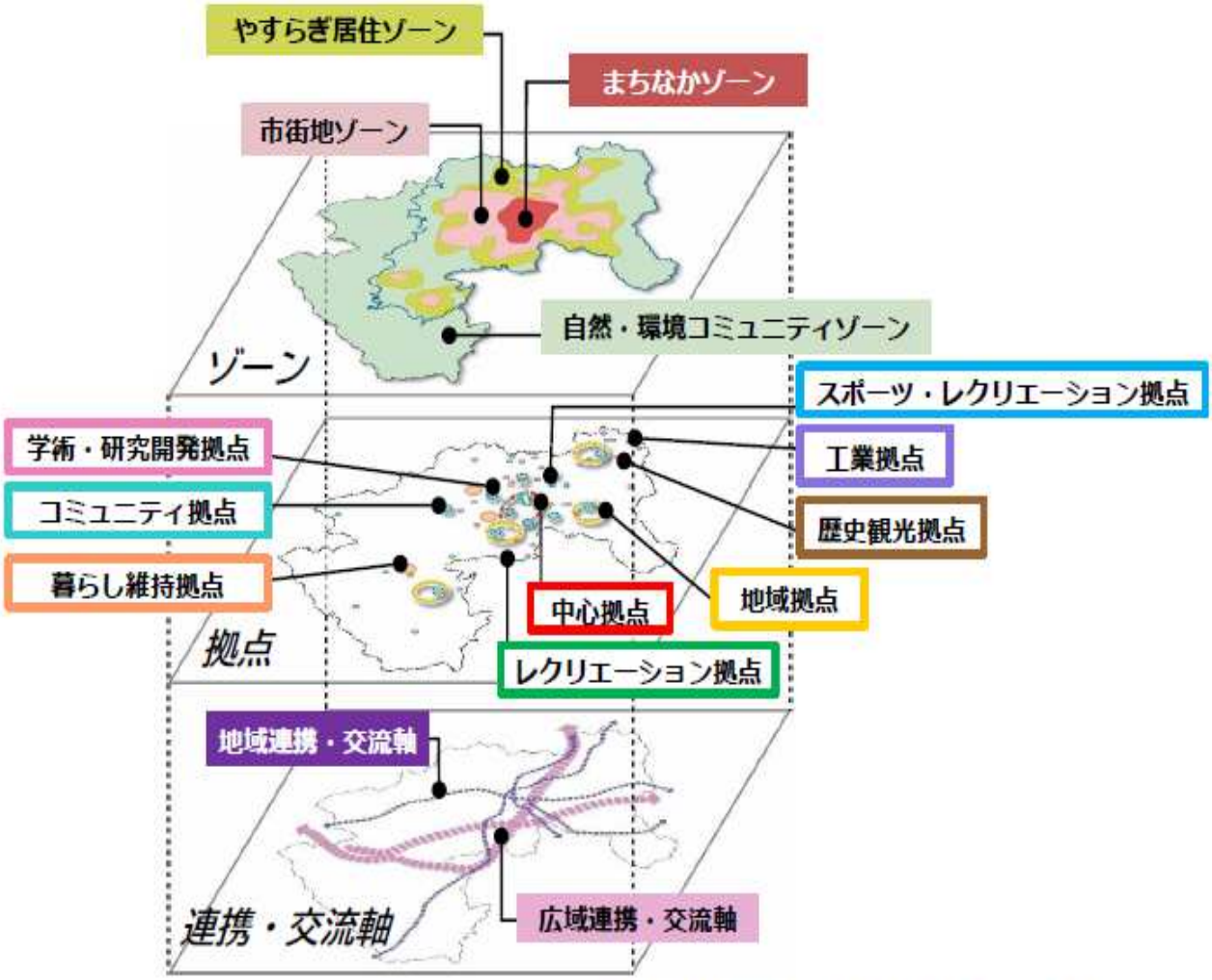
福岡県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）においては、本市を含む筑豊都市圏の都市づくりの目標として、「県土の中央部に位置する優位性を生かした新産業の展開と流域文化圏の形成をめざす筑豊都市圏」としており、広域拠点として、本市のJR新飯塚駅・飯塚駅周辺が示されているところです。

本市では、2022（令和4）年2月に飯塚市都市計画マスタープランを改定し、都市目標像として、「拠点連携型都市（多様な連携によるコンパクトシティ）」を設定しています。

本市は、2006（平成18）年3月26日に旧飯塚市、旧穂波町、旧庄内町、旧筑穂町、旧嶺田町の1市4町が合併したことによって現在の市域が形成され、これまで広域的な都市機能及び主要交通結節点が集積する中心拠点や各地域の支所周辺の地域拠点を中心として、都市機能が集積されてきました。こうした本市の成り立ちを踏まえ、将来都市構造では、「拠点連携型都市」の実現に向けて、市街地や自然・田園など土地利用の適正な立地、中心市街地や各地域の中心などの位置付け、配置を示し、今後のまちづくりの施策を展開していくための基本的な枠組みとしています。

なお、将来都市構造は、同じ土地利用の特性をもった地域のまとまりである「ゾーン」、市民の日常生活を維持し多様な活動を支える「拠点」、人々の多様な交流や円滑な移動を支える「連携・交流軸」の3つで構成しています。

ゾーン	将来人口密度、都市的利便性など様々な視点から各地域の特性を把握し、同じ土地利用特性をもった地域のまとまり
拠　点	市民の日常生活を維持・向上させ、多様な活動を支える都市機能と都市施設が集積している場所
連携・交流軸	広域都市圏や市内の拠点間を結び、人々の多様な交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通網



※拠点、連携・交流軸については一例を表示しています。

※出所「飯塚市都市計画マスタープラン」

基本計画

III　基本計画

第1章　人権・市民参画

1－1. 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。しかしながら、依然として、社会生活のあらゆる場面において、部落差別問題をはじめ女性やこども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症などに対する様々な人権問題が生じており、近年では、社会情勢の急激な変化や国際化、価値観の多様化、情報化の進展などを背景に、インターネットを介した人権問題が深刻化しており、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷が発生しています。

国は、このような状況を受け、外国人に対する差別的言動の解消、性的マイノリティに対する国民の理解増進、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等を新たに制定するほか、啓発や相談のオンライン化などを進めています。

福岡県においては、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できるよう、2022（令和4）年度に「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

本市では、「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を2022（令和4）年3月に策定し、人権尊重社会の実現に向けて人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

また、2024（令和6）年度に実施した飯塚市人権問題市民意識調査の結果を見ると、今後の行政施策として特に重要であるものとして、「こどもや高齢者・障がいのある人などが、地域社会の中で孤立することを防ぐための見守りや支援体制の整備」「人権教育・啓発の充実」「福祉・医療や教育・行政関係者などに対する研修の徹底」などが高い割合を示しています。

これらのことから、人権教育・啓発の推進や見守り、支援体制の充実などが課題となっています。

施策の方針

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進し、市民一人一人の人権が真に尊重されるまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
人権教育・啓発講演会等参加者数	9,880人	⇒	11,000人
人権への理解が深まった参加者の割合	96.0%	⇒	100%

施策を実現するための基本事業

① 人権教育・啓発の推進

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自己の人権と同様に他者の人権にも十分に配慮した行動ができることを目指します。そのために、学校や社会教育の場はもとより、家庭や職場、地域などあらゆる場、あらゆる機会を通じた人権教育及び啓発活動を推進します。あわせて、人権教育の指導者や地域指導者の育成に努めます。

② 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

様々な人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、関係機関や団体等との連携を図りながら、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での課題の解決に向け、必要な取組の把握と積極的な事業実施に努めます。

③ 人権擁護施策の推進

個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実を図るとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携に努め、各種の相談機関や公的支援制度との連携・協力関係を図り、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

④ 人権啓発センター事業の推進

人権啓発や福祉の向上を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、人権啓発センターにおいて生活の各種相談事業や人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を行い、人権尊重、人権擁護に取り組みます。

Ⅰ−2. ジェンダー平等・男女共同参画の推進

現状と課題

国は、「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」の改正、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定を行うとともに、2026（令和8）年に策定した「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会の実現など、男女共同参画社会の形成の促進に向けた基盤の整備・強化等に取り組んでいます。一方、社会においては、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、仕事と子育て、介護との両立支援の充実や、DV、性暴力、ハラスメントなどジェンダーに基づくあらゆる暴力に対する支援の強化等、様々な課題への対応が求められています。

福岡県においても、2019（平成31）年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が進められています。また、2026（令和8）年には、男女共同参画に関連する3つの計画を統合した「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定され、更なるジェンダー平等・男女共同参画の推進に取り組んでいます。

本市においても、2022（令和4）年に「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」を策定し、「あらゆる世代における男女共同参画への意識づくり」「あらゆる分野における女性の活躍推進」「男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり」の3つの基本目標のもと、男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現に向け取り組んできました。

2025（令和7）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるものの、行動面では依然として役割分担が性別に基づいている状況がうかがわれ、意識面での変化をいかに具体的な行動へ結び付けるかが課題となっています。

また、女性の労働状況に関する事業所調査においても女性の活躍推進に向けた取組やワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい環境整備が求められています。

このような課題を整理し、新たに策定する「第3次飯塚市男女共同参画プラン」においては、更なる固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消、女性の活躍推進、困難な問題を抱える女性への支援の充実などを盛り込み、関係機関等と連携し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

施策の方針

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
地方自治法第202条の3に基づく市の審議会等委員に占める女性の割合	38.7%	⇒	40.0%~60.0%
男女共同参画に関する講演会等において有益と感じた参加者の割合	85.1%	⇒	100%

施策を実現するための基本事業

① ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の意識づくりを進めます。男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点とし、様々な場面を通じて市民や事業者、地域団体等に対する啓発などを行うとともに、あらゆる年代における教育・学習機会の充実を図り、家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画を促進します。

② あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が対等な立場で様々な分野に参画することができる環境整備を進め、政策・方針決定過程への女性の参画や地域における男女共同参画を推進します。女性が自らの意思によって職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

③ 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

ジェンダーに基づくあらゆる暴力や人権侵害について未然の防止と被害者の早期発見、相談支援体制の充実に努めるとともに、性別やライフステージに応じた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解の促進を図ります。様々な困難を抱える人への支援や、防災・減災に関する取組に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

Ⅰ−3. 協働のまちづくりの推進

現状と課題

地方分権の進展により、国は、地域運営組織や官民連携、共助の仕組みづくりを推進しています。また、少子高齢化や単身世帯の増加による地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、多種・多様な価値観やニーズを持つようになっています。一方、高齢者世帯の増加や災害の発生等もあり、見守りや地域の防災力が重要となっています。

本市においても、自治会加入世帯が減少する中、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの維持に向け、2012（平成24）年度までに設置した市内12地区のまちづくり協議会の活動を支援してきました。2025（令和7）年には、2地区のまちづくり協議会を一般社団法人化し、2026（令和8）年からは活動の拠点である交流センターに指定管理者制度を導入しました。2020（令和2）年に制定した「飯塚市協働のまちづくり推進条例」により、活動に関わる方々の信頼の輪を広げ、地域課題を自ら解決できるような市民の力、地域の力の醸成を支援しています。

今後は、地域活動を継続・発展させるための組織基盤を整え、地域活動の担い手の確保や負担の軽減、自主自立での運営に向けた支援が求められます。また、地域活動以外に自主的に市民活動を行う市民の育成及び活動の支援も求められます。

施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民等、地域活動団体（自治会、まちづくり協議会等）、市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）及び市の協働による活力ある地域づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
自治会加入率	46.4%	⇒	50.0%以上
指定管理者制度を導入している交流センター数	2センター	⇒	7センター
活動団体等との協働事業実績数	74件	⇒	90件

施策を実現するための基本事業

① 協働のまちづくりの推進

市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにした「飯塚市協働のまちづくり推進条例」に基づき、共通の目的のもとに対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図るため、あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の向上に努めます。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、市民等、地域活動団体、市民活動団体の支援の強化に努めます。

② 自治会活動の支援

日々の生活や災害時等において、個人では解決できない問題や課題の解決に向け、同じ地域に住む人同士が互いに助け合い、支え合うことが求められます。そのため、自治会加入率の低下を踏まえ、コミュニティの基盤となる自治会への加入促進に向けた取組を支援するとともに、先進的な取組についての情報提供等を行うなど、自治会活動を支援します。

③ 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

交流センターをより一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展させるために、まちづくり協議会の充実による法人化を推進し、交流センターの指定管理導入に向けた取組を行っていきます。

さらに、協働のまちづくりの人材発掘と育成の充実のための支援、情報共有のための環境の構築に努めます。

Ⅰ－4. 情報化社会への適切な対応と情報発信の充実

現状と課題

国は、2021（令和3）年にデジタル庁を設置するとともに、2023（令和5）年に「デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、地方のデジタル化を支援しています。また、2025（令和7）年には地方創生2.0基本構想を策定し、デジタル技術の活用や関係人口の創出を含む地方創生を推進しています。地方自治体に対しては、デジタル実装への支援に加え、自治体情報システム標準化やマイナンバー活用の推進により行政DXが加速しています。

社会においては、スマートフォンやSNSが普及するとともに、近年、生成AIの普及が進んでおり、情報の受信・発信の手段が多様化し、生活の利便性が向上する一方、サイバー攻撃や個人情報の流出等の危険性が高まるとともに、インターネットやデジタル技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じるデジタル格差の存在も見受けられます。

本市においても、SNSによる情報発信を進めるとともに、2024（令和6）年には「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」を策定し、各種行政手続きのオンライン化や行政事務のデジタル化による業務効率化に取り組んでいます。

今後も、あらゆる市民が適時、適切な情報を受け取ることができ、SNSでは届きにくい層へは広報紙によって手に取って受け取れるよう、市民向けの情報共有を進めるとともに、市外に対しても本市の地域資源、人の魅力、暮らしの価値を効果的に発信し、定住人口、交流人口のみならず関係人口の拡大につながる情報発信へ更新していくことが求められます。また、市民が不利益を受けることがないよう、個人情報等を適切に管理するとともに、市民からの意見や提案などを聴取する機会を充実することが求められます。

施策の方針

市民がまちづくりに参画できるよう情報共有の推進を図るとともに、市民の誇りと市外からの共感を高めるため、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
市公式LINEのフォロワー数	26,127人	⇒	60,000人
市公式Instagramのフォロワー数	4,911人	⇒	15,000人
市のSNS（LINE）配信に満足している割合	34.8%	⇒	50%以上
広報いいづかに満足している割合	34.0%	⇒	50%以上
情報公開等請求に係る開示率	90.8%	⇒	95.0%

施策を実現するための基本事業

① 広報の充実

広報紙、ホームページやSNS等を通して市民への情報提供の充実を図るため、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。

② シティプロモーションの推進

定住人口、交流人口及び関係人口の拡大に向け、本市に人を呼び込むため、飯塚が有する地域資源や強みを市内外へ戦略的に発信し、市民の誇りと市外からの共感を高めていきます。

③ 市民参画機会の充実

政策の形成や実施に市民の意見を取り入れるなど更なる市民参画を進めるため、市民アンケート調査等により市民の声や地域の実情の把握に努めるとともに、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。さらに、審議会等への参加を促進し、市民・団体等の意見を聴き取るなど、意見交換に努めます。

④ 適切な情報管理の推進

個人情報を保護するとともに市民の「知る権利」を保障するため、公文書管理など行政内部の適切な情報管理に努めるとともに、市民の視点に立った情報の公開・公表、個人情報の適切な管理に努めます。

第2章　行政経営

2−1.効果的・効率的な行政経営の推進

現状と課題

国においては、地方自治体に対しデジタル・ガバメントの推進や行政サービスの効率化が強く求められており、マイナンバー制度の活用や自治体DXの取組が加速しています。物価上昇や社会保障費の増大により、限られた財源の中で最大限の行政効果を発揮する経営手法が求められています。また、人口減少や高齢化の進行により、行政需要が多様化・複雑化しており、従来型の業務運営では対応が困難になっています。一方、AIなどの新技術の活用が、行政事務の効率化に大きな可能性をもたらしています。

本市では、人口は減少傾向にあり、2025（令和7）年時点で約12.2万人となっています。高齢化率は30%を超えており、福祉・医療分野を中心に行政需要が増加している現状があり、限られた財源や人的資源などを有効活用していく必要があります。

これまで本市では、行政評価制度による事務事業の見直し、指定管理者制度の活用などにより、業務の効率化と民間活力の導入を進め、「情報・デジタル化の改革」により、行政サービスの向上や業務の効率化、民間との連携を含めた効果的で効率的な行政サービスの提供、並びに自主財源の安定的な確保に取り組んでいます。また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や長寿命化対策を進め、将来負担の抑制に一定の成果を上げています。

しかしながら、更なる市民満足度の向上につながる、効率的で利便性の高い行政サービスの実現が課題となっており、業務プロセスのデジタル化と自動化などにより、限られた職員体制で行政サービスの質を向上させ、限られた資源で持続的に行政サービスを提供できる行政経営体制の確立が求められます。

施策の方針

地方分権や多種・多様化する市民ニーズに適切に対応する柔軟かつ効果的・効率的な行政経営を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
業務効率化に伴う財政効果額（累計）	1千万円	⇒	1億円
公共建築物の削減面積（累計）	−	⇒	4.5万㎡
電子申請項目数	52件	⇒	74件
デジタル技術を活用した新たな市民サービスの創出	−	⇒	5件

施策を実現するための基本事業

① 効果的・効率的な行政経営の推進

限られた職員体制で行政の経営資源を最大限に活用し、行政サービスの質の向上を図るため、効果的で効率的な組織体制の確立と施策や行政サービスの適切な改善、見直しを行い、選択と集中の視点で経営資源を配分していく行政経営を推進します。

また、企業や大学、NPOなどの機関と連携し、地域課題の解決や事務の効率化、地域活動の活性化などに取り組むため、公民連携を推進します。

② 情報システム整備の適正な推進

事務処理の高度化・効率化を図るため、事業目的に沿ったシステム化の効果や成果に重点をおきながら、システム構築を進めます。

③ デジタル化による利便性の向上

行政サービスの向上と業務の効率化に向け、本市ホームページ等を通じて利用できる電子申請の拡充に取り組みます。

また、日々進展するデジタル技術を活用した新たな市民サービスの創出に取り組みます。

④ 広域行政の充実

市民サービスの向上を図り、圏域全体を活性化するため、2018（平成30）年に2市1町（飯塚市・嘉麻市・桂川町）で形成した「嘉飯圏域定住自立圏」の中心市として圏域全体をマネジメントし、相互に協力・連携することで、効果的・効率的な広域行政を進めます。

⑤ 公共施設の総合的管理の推進

公共施設等に関する広域的・長期的な視点での更新、統廃合、維持管理等の方針を定めた「第3次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）」に沿って、公共施設等の効果的・効率的な配置や、受益者負担の適正化など運営の最適化、利活用策がない跡地・跡施設の民間譲渡など、総合的な管理を推進します。

2−2. 持続可能な財政基盤の確保

現状と課題

国においては社会保障関係費の伸長が続く中、原材料やエネルギー価格の高騰が長期化しており、こうした厳しい財政環境は、公共施設の維持管理費や事業運営費の増大を通じて、本市の財政運営においても多大な影響を及ぼしています。

本市の財政状況を見ると、歳入面では、ふるさと納税による寄附金等の増加により自主財源の割合は上昇していますが、市税収入は横ばいで推移しており、構造的に十分な自主財源を確保しているとは言い難い状況です。歳出面では、人事院勧告における給与改定に伴う人件費の上昇に加え、高齢化の進展や子育て支援策の拡充等の社会保障経費に関する扶助費が増加しており、義務的経費の増大による財政構造の硬直化が喫緊の課題となっています。さらに、多くの公共施設が老朽化しており、将来にわたる多額の更新・改修費用の発生が懸念されています。

こうした中、本市ではこれまで、財政見通し（中期財政計画）の策定を通じて財政収支の適正化を図るとともに、事務事業の継続的な見直しを進め、市有財産の有効活用や未利用地の売却等により、自主財源の確保に努めてきました。

今後も、人口減少社会や公共施設更新等の影響により、財政需要は高い水準で推移することが見込まれます。持続可能な財政基盤を確立し、将来世代へ過度な負担を先送りしないためにも、既存事業の徹底した再検証による歳出の適正化を図るとともに、企業誘致や定住促進を通じた市税収入の安定的な確保に、より一層注力していく必要があります。

施策の方針

適正な賦課・収納に努め、公平性を確保しつつ、市税収納率の向上を図るとともに、持続可能な財政基盤確立に向け、効率的な財政運営を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
市税等収納率	98.6% （R2～R6平均）	⇒	基準値以上
経常収支比率	98.6%	⇒	98.0%以下
財政調整基金及び減債基金の基金残高	159.8億円	⇒	60.0億円

施策を実現するための基本事業

① 健全な財政運営の確立

計画的な財源確保を図るため、国・県の補助制度や地方債の効果的な活用に努めます。また、事業の選択と集中を進め、優先順位を明確にして事業を実施することにより、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営を推進します。

② 市税等自主財源の適切な確保

自主財源の安定的な確保を図るため、課税、納税体制を充実強化するとともに、ふるさと応援寄附金（個人・企業）を促進します。

また、使用料・手数料などについては、公正・公平な受益者負担の原則に基づき、適正化に努めます。

2−3. 職員の人材育成・確保の推進

現状と課題

若年層を中心に労働人口が減少する中、本市においても公務を担う人材の確保は重要な課題のひとつです。加えて、地方自治体を取り巻く環境の急速な変化により、自治体職員には政策形成能力や説明責任、デジタル対応力など、従来以上に高度で多様な能力が求められています。また、住民ニーズの多様化や複雑化により、現場対応力やコミュニケーション能力の重要性が高まるとともに、限られた人員で持続可能な行政運営に向けた対策が不可欠となっております。

これまで本市では、階層別研修や専門研修の実施、外部研修機関への派遣などを通じて、職員の能力向上・開発に取り組んできましたが、デジタル技術の急速な進展に伴い、DXを推進しデジタル技術の効果的な活用ができる人材の育成が急務となっています。

このため、本市への貢献意欲の高い人材の確保を進めるとともに、職員に求められる能力向上に向けた支援をはじめ、学ぶ意欲がある職員を継続的に支援する環境を整え、能力向上を図り、全ての職員が働きがいを持つことができる組織風土の醸成が求められます。

施策の方針

質の高い住民サービスを提供し、多種多様化する市民ニーズや行政課題に的確に応えられるよう、職員の能力向上・開発に向けた取組を推進するとともに、貢献意欲の高い人材の確保を進めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
研修内容の活用度（所内研修受講職員）	89.9%	⇒	100%
研修内容の活用度（派遣研修受講職員）	−	⇒	100%
職員採用率	96.8%	⇒	100%
働く環境への満足度	62.9% （R8）	⇒	85.0%

施策を実現するための基本事業

① 職員の資質向上

実務と教養のバランスを重視し、自己の能力を最大限に生かして、様々な課題を解決できるような資質の向上を図るため、各種研修等を実施します。

② 公務を担う人材の確保

本市への貢献意欲が高く、求められる職員像に相応する優秀な人材を確保するための各種取組を実施します。

③ 働き方改革の推進

全ての職員が、それぞれの役割を果たすとともに、やりがいをもって働くことができるよう、多様な働き方ができる環境の整備や職員の意識改革を推進します。

第3章　健幸・福祉

3－1．健幸のまちづくり

現状と課題

高齢化の進行、生活習慣病の増加や医療の高度化により、国においては健康寿命の延伸や医療費適正化を目的とした政策が進められているものの、自治体においては、医療費の増大が財政に影響を与えています。また、年齢や環境、健康状態等に着目し、医療DXの進展等も踏まえながら、データ等の分析・活用を図るとともに、医療機関、民間企業、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など、各関係団体との連携も重要となります。

本市においても高齢化率は上昇傾向にあり、生活習慣病も増加傾向にあります。本市が行っている国民健康保険加入者の健康診査の受診率は全国平均を超えていますが、国が目標とする受診率には届いていないため今後も更に受診率の向上に取り組む必要があります。

本市では、特定健診の受診勧奨、健康教室やウォーキング事業の実施、関係団体と連携した健康づくり活動を推進してきました。その結果、健康意識の向上や地域での自主的な健康活動の広がりが一定程度見られますが、課題である健康無関心層へのアプローチ等は継続して実施してく必要があります。また、感染症については、人の動きや物流のグローバル化により短期間で広がる傾向にあることから、各年代の健康リスクに応じた感染症予防対策が必要となります。

今後は、データを活用した効果的な健康づくり施策の展開や、多世代が参加できる健幸づくりの仕組みづくりが求められます。

施策の方針

市民一人一人が、自分の健康に関心を持つとともに、主体的に心と体の健康づくりに取り組むための支援を行う「健幸のまちづくり」を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
健康寿命（平均寿命と健康寿命の差）	男性：1.41歳（R6） 女性：3.16歳（R6）	⇒	平均寿命と健康寿命の差の減少
特定健診受診率	42.5%（R6） ※適宜、最新情報・確定値に更新します。	⇒	60.0%
一人当たり医療費（国民健康保険）	460,648円	⇒	629,521円
一人当たり医療費（後期高齢者医療）	1,149,545円	⇒	1,237,164円
市立病院への患者紹介率 市立病院からの患者紹介率（逆紹介率）	86.0% 106.7%	⇒	50%以上を維持 70%以上を維持
予防接種接種率（麻しん・風しん）	1期：97.0% 2期：87.8%	⇒	1期・2期共に 95.0%以上

施策を実現するための基本事業

① 健康づくりの促進

市民の自主的な健康維持増進及び健康に対する意識の向上を図るため、日常生活に密着した健康相談や健康教室など各種保健サービスの提供をはじめとした健康づくりやフレイル予防の取組を推進するとともに、健康に対する市民への啓発に努めます。

また、地域活動及び日常生活の中での健幸づくりが定着するように、食生活改善推進会をはじめとした団体等との協力・連携体制の構築を図ります。

② 各種保健事業の推進

健康管理、健康相談、健康診査、訪問指導の充実を図り、生活習慣を改善できるよう各種保健事業を推進します。

また、市民自らが健康状態を自覚し、生活習慣の改善や疾病予防につなげるため、若年者健康診査、特定健康診査、がん検診の普及啓発に努めることにより健康状態及び健康意識の向上を図ります。

さらに、データ活用や各関係団体との連携等による、健康課題や特性を捉えた健康づくり、セルフケアの後押しと、その環境づくり等の推進に取り組みます。

③ 医療機関との連携による取組

市立病院は、地域の中核的病院として地域の医療機関と連携を図りながら、質の高い医療を適切に提供します。また、地域医療支援病院としての役割を果たし、かかりつけ医の後方支援を行うため、患者の紹介・逆紹介についても積極的に推進します。

④ 各種予防接種の実施

感染症のまん延防止や重症化予防のため、こどもや高齢者に対して各種予防接種事業を実施します。

3−2. 安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

一方、既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題や生活課題の多様化・複雑化などが顕在化してきており、それらの課題に対応する支援体制の構築が必要となってきています。

本市では、2025（令和7）年度から「いいづか福祉まるごとサポート」として、相談支援機能の一元化や地域資源との連携強化に取り組んでいます。また、生活保護率は依然として県平均を上回る水準で推移しており、就労支援や居住支援を含めた自立支援の充実が求められています。

今後は、社会や経済状況の変化に対応できるよう、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握・認識し、互いに尊重し合いながら、支え、支えられる地域づくりを進め、誰もが住み慣れたまちで幸せな生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を目指していく必要があります。

施策の方針

地域において、人権が尊重され、互いに助け合う地域福祉活動を促進するとともに、「誰一人取り残さない」支援体制を充実させることで、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
地域福祉の担い手数	6,099人	⇒	6,273人
地域福祉関連事業参加者数	47,008人	⇒	50,180人

施策を実現するための基本事業

① 地域福祉の充実

市民が様々な場面で協働できる事業展開、ボランティアによる福祉ネットワークの充実を図るため、活動拠点の充実、人材の育成、市民が主体的に参加できる活動体制づくりに努めます。

安心して暮らせる地域社会を共につくるため、より多くの市民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できるよう、地域や団体活動の支援に努めます。

② 包括的な支援体制の充実

従来の分野別支援では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、こども・高齢・障がい・困窮などの各分野における支援機関との連携を強化しながら、地域全体で包括的な支援に取り組みます。

③ 安心できるセーフティーネットの強化

生活保護世帯や生活困窮者の実情に応じた支援を行うため、生活困窮者自立相談支援事業の活用や関係機関との連携を強化しながら、最後のセーフティーネットとしての生活保護の適正な実施と早期の自立支援に取り組みます。

3−3. 障がい者福祉の充実

現状と課題

国は、「障害者総合支援法」を改正し、障がい者の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援等に取り組んでいます。また、「障害者差別解消法」が改正され、行政機関等だけでなく、事業者（企業、団体、店舗、個人事業主、ボランティア活動をするグループなど）による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

本市では、障がい者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障がいのある方の割合が高まっており、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町で設置運営している障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数も増加傾向にあります。

そのほか、本市では、障がい福祉サービスの提供体制整備、相談支援事業、就労支援事業所との連携強化を進めてきました。その結果、サービス利用の充実や相談体制の認知向上が見られます。

今後は、地域生活支援の強化と、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる環境づくりが求められます。

施策の方針

「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を目指し、障がい者に関する正しい理解や社会参加を促進するとともに、障がい福祉サービスの充実及び自立支援を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
グループホーム居住の自立支援対象者数	345人	⇒	485人
手話奉仕員養成講座基礎課程修了者数（累計）	185人	⇒	435人

施策を実現するための基本事業

① 障がい者に関する理解促進のための啓発

市民一人一人が、共に地域で暮らす障がい者を正しく理解し、接することができるように様々な機会を通じて障がい者に関する理解促進のための広報・啓発に取り組みます。

② 障がい者の権利擁護の推進

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現を目指そうとする活動を制限したり、社会への参加が制約されることがないように、障がいを理由とする差別の解消や命の尊厳、障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るための方策を推進します。

③ 障がい者の自立と社会参加促進に係る支援の強化

障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動など、あらゆる社会活動に積極的に参加できるよう地域や企業、学校等の関係機関や団体と協働しながら、各種サービス提供体制の充実及び社会参加促進への支援の強化に努めます。

④ バリアフリーのまちづくりの推進

障がい者を含む誰もが安心して生活できるよう、建築物・道路・公共交通機関等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づいて全ての人が利用しやすい環境整備に努めます。

3−4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年頃には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口は急減していくことなどを見据え、引き続き、高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組む必要があります。

一方で、平均寿命の延伸や高齢者の体力・就業意欲の向上を踏まえると、65歳以上を一律に扱う考え方は現実的ではなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していくことが求められています。

本市においても、市内11か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族を支える総合的な相談体制を整備するとともに、自立支援・重度化防止、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいます。

一方、人口減少社会を迎える中、誰もが住み慣れた地域で、将来にわたり自分らしく安心して暮らし続けるためには、介護保険制度による支援に加え、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

このため本市では、「運動・栄養・社会参加」を3つの柱とするフレイル予防の普及啓発を推進し、高齢者が健康を維持しながら地域社会とのつながりを持ち、これまで培ってきた経験や能力を生かして、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活への支援の充実を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
フレイル予防サポーター数	97人	⇒	150人
チームオレンジ団体数	−	⇒	24団体
一般介護予防事業参加者数	1,272人	⇒	1,600人

施策を実現するための基本事業

① 高齢者を支える体制づくり

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携などによる支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に加え、地域包括支援センターを中心とした地域の見守り体制等の充実に努めます。

② 介護保険事業の充実

高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭での生活を継続し、その能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めるとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者に対応するため、必要な基盤整備を図ります。

また、介護保険制度の安定的で持続的な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全経営などを推進し、介護保険制度への理解を高めるため、広報や相談窓口の充実、給付の適正化等に取り組み、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

③ 生きがいとやりがいをもって生活できる環境づくりの推進

高齢者が生きがいとやりがいをもって生活できるよう、フレイル予防を軸とした介護予防の普及啓発を推進します。また、シニアクラブやシルバー人材センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、高齢者が自らの知識・経験等を生かして、地域共生社会づくりの担い手として活躍できる仕組みや環境をつくり、地域貢献活動や就労支援など、高齢者の社会参画を促進します。

④ 高齢者の人権擁護の推進

近年の人口減少や高齢化、単身世帯の増加等を背景に、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。このような状況の中、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的かつ継続的な視点から支援を行うため、関係機関と連携を取りながら、権利擁護対策を進め、その問題解決に取り組みます。

第4章　こども・子育て

4−1. 子育て支援の推進

現状と課題

2023（令和5）年4月に「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が発足し、社会全体でこども・若者の成長・自立を支援する機運が高まっています。具体的には、2023（令和5）年12月に決定された「こども未来戦略」及びそのアクションプランである「加速化プラン」により、子育て支援の抜本的拡充に取り組んでいます。

本市では出生数は減少傾向にありますが、近年、子育て世帯の転入が増加しております。これまでも、多様なニーズに対応するため、子育て支援センターを設置し、相談機能の強化を図るとともに、経済的支援策を実施し、子育て環境の充実を図ってきましたが、あわせて、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制を構築したところです。また、子育てに役立つ情報などを掲載した子育てガイドブックを毎年度発行し、ホームページやSNSを活用した情報発信にも取り組んでいます。

今後も、多様なニーズに対応するため、子育て支援体制の充実に努める必要があります。

施策の方針

地域とのつながりの中で、こどもを育む全ての人が、こどもの成長や子育てに伴う喜びを実感できるよう、全てのこども・子育て家庭への子育て支援や経済的支援を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
子育てしやすいまちと評価する人の割合	34.0%	⇒	41.0%
乳幼児健診受診率	97.1%	⇒	99.1%

施策を実現するための基本事業

① 経済的な支援の充実

子育てに伴う経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てられる環境を整えるために、各種給付や助成制度の充実に取り組みます。保育料や医療費等の負担軽減、ひとり親家庭への支援、子育て世帯への情報提供を通じて、家庭の状況に応じた切れ目のない経済的支援を推進します。

② 精神的・身体的な支援の充実

保護者が孤立せず、心身共に健やかに子育てができるようにするために、相談支援体制の充実と切れ目のない支援に取り組みます。妊娠期から子育て期までの相談窓口の連携強化や、保健・福祉・教育分野が連動した支援を推進し、安心して相談できる環境を整えます。

③ こども施策の推進

こどもと子育て家庭を社会全体で支えるために、こども審議会を設置し、関係機関と連携してこども施策の総合的な推進を図ります。

4−2. 就学前教育・保育の充実

現状と課題

女性の就業率の上昇や共働きを希望する世帯の増加に伴い、国は、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境を確保するため、保育所、認定こども園等の整備とともに、教育・保育の質の向上のための取組や、保育士等の人材育成・確保を通じて、幼児期までの全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいます。

本市では、保育施設の整備を促進するとともに、保育士確保に向け、各種貸付金の実施、負担軽減に向けた保育施設へのICT活用などに取り組んでいます。

しかしながら、保育士の不足は解消されておらず、保育士のスキルアップ及び離職防止などの対応が求められています。

施策の方針

こども一人一人の発達段階に応じた教育・保育や子育てサービスの充実に向け、保育士の確保を図るとともに質の向上を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
待機児童数	0人	⇒	0人
保幼小連携のためのアプローチカリキュラム作成施設数（累計）	−	⇒	39園

施策を実現するための基本事業

① 就学前の教育・保育施設の整備

供給不足が解消できるように幼稚園の認定こども園への移行や保育施設の整備などを進めます。また、障がい児など特別な配慮が必要なこどもへの教育・保育環境の確保に努めます。

② 保育環境の充実

こども一人一人が健やかに成長し、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整えるために、保育環境の充実に取り組みます。発達段階や家庭状況に応じたきめ細かな保育の提供や、延長保育・一時預かり等の柔軟な保育サービスの充実を図り、利用者のニーズに応じた保育の推進を行います。

③ 保育士の確保

待機児童数ゼロを維持するため、保育士の確保を図り、処遇の改善や働きやすい環境の整備に努めます。

④ こどもの育ちを切れ目なく支えるための連携の推進

幼児期の終わりまでに育った力が小学校での学びにつながるよう、お互いの教育・保育の内容を深く理解し合い、共通の視点でこどもを支える「段差のない接続」のための取組を推進します。

4−3. こども・若者が健やかに成長する環境づくり

現状と課題

社会環境の変化により、こども・若者を取り巻く課題は多様化し、不登校やひきこもりが社会的課題となっています。国は、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、こども・若者の育成・支援の取組を推進しています。また、「子ども・若者育成支援推進法」が2024（令和6）年に改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しています。

本市でも、支援を必要とするこども・若者が一定数存在しています。市は、学校・関係機関と連携した相談支援、居場所づくり事業などを進めてきました。

しかし、早期支援体制や若者の社会参加の機会創出が十分とは言えません。

今後は、切れ目のない支援と地域全体での育成環境づくりが求められます。

施策の方針

こども・若者の権利を尊重しつつ、健やかな成長と自立を実現するために、学校・家庭・地域が連携し、こども・若者が健やかに成長する環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
「こども・若者プラザいいづか」の利用者数	−	⇒	3,324人
放課後児童クラブの活動内容に満足している利用保護者の割合	72.0%	⇒	90.0%以上
放課後児童クラブを楽しいと思う利用児童の割合	63.0%	⇒	90.0%以上

施策を実現するための基本事業

① こども・若者を地域で支える環境づくりの推進

こども・若者が心身共に健やかに成長し、豊かな人間性を育むことができる環境を整えるために、地域でこども・若者を支える活動の推進に取り組みます。地域や関係団体と連携し、体験活動や学びの機会を充実させることで、地域への愛着の醸成や社会性・コミュニケーション能力を高める取組を推進します。

② こども・若者の社会参加の推進

こども・若者が地域社会の一員として主体的に関わる意識を育てるために、社会参加の機会づくりに取り組みます。意見表明や参画の場を確保するとともに、地域活動やボランティアへの参加を促進し、自ら考え行動する力を育む取組を推進します。

③ 放課後児童クラブの充実

利用児童数増に対応するため、学校の余裕教室の活用を含めた施設整備に努めるとともに、特別な配慮が必要な児童の受入れ態勢の充実を図ります。また、児童を見守り育てるため学校や地域と連携し、こどもの意見を尊重した遊びや生活のプログラムにより児童の健やかな成長、発達を支援する取組を全児童クラブで展開します。

④ 困難を有するこども・若者への支援の充実

貧困や不登校、孤立など、様々な困難を抱えるこども・若者が将来に希望を持って生活できるようにするために、支援の充実に取り組みます。関係機関との連携を強化し、早期把握と切れ目のない支援体制を構築することで、一人一人に寄り添った支援を推進します。

2026（令和8）年に「こども・若者プラザいいづか」を設置し、相談の一元化、居場所づくり、就労支援などに取り組みます。

第5章　地域経済

5－1．農林業の振興

現状と課題

農業従事者の高齢化と担い手不足が全国的な課題となっており、国では、農業政策の基幹となる「食料・農業・農村基本法改正法」が2024（令和6）年に施行され、2025（令和7）年4月、今後5年間の農業政策の方向性を定める「食料・農業・農村基本計画」を策定し、食料安全保障強化や中山間地域対策、環境配慮型農業などが推進されています。

本市の現状として、国勢調査等によると、市内就業者に占める第一次産業の割合は約2%と低く、農業従事者の平均年齢は60歳代後半と高齢化が進んでいます。また、市域には平野部と中山間部が広がり、水稲や野菜を中心とした農業生産が行われており、森林面積も市域の一定割合を占め、森林資源の保全と活用が重要となっています。

本市では、担い手育成や農地集積、鳥獣被害対策、地産地消の推進などに取り組んできました。新規就農者支援制度の活用や、多様な販路確保により、一定の成果が見られています。

一方、今後は担い手の更なる減少や耕作放棄地の増加が見込まれます。また、気候変動による生産リスクの高まりや、森林の荒廃化も課題です。

今後は担い手の確保や所得の向上に加え、スマート農業の導入促進、森林の適切な整備、農地や森林の多面的機能の維持を通じ、持続可能な農林業の確立が求められます。

施策の方針

農林業の活性化を図るため、多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持と活用への支援を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
担い手農家への農地集積率	35.3%	⇒	45.0%
集落営農組織及び農事組合法人数	28組織	⇒	31組織
森林経営計画作成件数	16件	⇒	27件
日本型直接支払制度取組組織数	46組織	⇒	50組織
遊休農地率	2.41%	⇒	2.0%

施策を実現するための基本事業

① 多様な担い手の育成・支援

持続可能な経営安定体制の確立を図るため、関係機関等と連携し、営農相談や指導活動、新規就農支援を行うとともに、地域での集落営農組織や農事組合法人の設立や運営を支援します。

② 担い手農家への農地集積

農地情報のデジタル化を推進するとともに、農業の生産性を高め競争力を強化するために、農地中間管理事業などの制度を活用しながら、担い手への農地集積と集約化を推進します。

③ 農業者の所得向上とICT農業の推進

農業者の所得向上を図るため、戦略作物の生産振興、6次産業化の推進などをJA等の関係団体と連携して取り組みます。また、生産性の向上・効率化や生産力の向上を目指して、ICT技術を活用する農業機械自動化や生産管理等による営農活動を推進します。

④ ブランド化による農産品消費の拡大

農業経営の安定を図るため、農産品のブランド化や6次産業化を推進し、一層の付加価値を高めることにより地産地消及び消費拡大を促進します。

⑤ 農地や森林の多面的機能の維持

農地や森林の多面的機能の維持を図るため、それを担う地域活動を支援する制度の活用と農業生産活動の持続、環境保全に効果の高い営農への支援を推進します。

⑥ 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、ICTを活用した捕獲による有害鳥獣の駆除や侵入防止等の対策を講じます。

⑦ 耕作放棄地対策

農地の荒廃を防ぎ、地域農業の持続的な発展と良好な農地環境を維持するため、「農地法」に基づく農地等の利用の最適化を踏まえ、遊休農地の実態把握に努め、耕作放棄地の発生及び解消に向けた取組を推進します。

5−2. 雇用促進と人材の育成

現状と課題

少子高齢化により労働力人口が減少し、人手不足が深刻化する中、国は、「人への投資」を促進させるため、多様な就業形態による働き方改革やリスキリング（学び直し）の支援に取り組んでいます。

本市の現状として、生産年齢人口は減少傾向にあるとともに、総人口に占める65歳以上人口の割合は約3割を超えており、人材不足が顕在化しています。

本市では、ハローワークや教育機関、ポリテクセンター飯塚をはじめとした就労支援機関と連携した就職支援や、デジタル分野を含む人材育成に取り組んできました。これにより、市内就職者の一定数確保や、地元企業の認知向上につながっています。

今後は、若年層の定着率向上や、成長分野に対応した人材育成が一層求められます。また、企業ニーズと教育内容のミスマッチ解消や、外国人材を含む多様な人材を活用できる就業環境の整備も重要な課題であり、産学官連携による継続的な人材育成施策が必要です。

施策の方針

地域経済の活性化に加え、若者の定着や外国人材の雇用に向け、市内企業への就職を促進するとともに、産学官連携による人材の確保、育成を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
市内新規雇用創出人数（累計）	701人	⇒	1,379人
外国人材雇用等支援数（累計）	77社	⇒	297社

施策を実現するための基本事業

① 市内企業の雇用促進

地域経済を支える市内企業の成長と人材の定着を図るために、市内企業の雇用促進に取り組みます。企業情報の発信強化や就職イベント等を通じたマッチング機会の創出により、市内就業の魅力を高めるとともに、若者や多様な人材が市内企業で活躍できる環境づくりを推進します。

② 就職機会の創出と就労支援の充実

多様な人材が地域で活躍し続けられる社会を実現するために、就職機会の創出と就労支援の充実に取り組みます。関係機関や企業と連携した合同会社説明会等のマッチングイベントや学び直しの機会を通じて、個々の状況に応じた就労を支援し、円滑な就業と定着を推進します。

③ 地場産業を支える人材の育成と労働環境の整備

地場産業の持続的な発展と競争力の強化を図るために、それを支える人材の育成と労働環境の整備に取り組みます。産学官連携による人材育成やデジタル技術の活用促進、働き方改革の推進を通じて、誰もが働きやすく、選ばれる産業基盤の構築を推進します。

5−3. 地場産業の振興

現状と課題

グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴い、中小企業を取り巻く環境は変化しており、国は、中小企業支援策や事業承継対策を進めています。また、原材料価格の上昇や市場競争の激化が続いており、経営者の後継者不足も課題となっています。

本市では、製造業や建設業、生活関連サービス業などが地域経済を支えています。経済センサスによると、市内事業所の大半は従業者20人未満の中小企業であり、地域雇用の受け皿となっています。

このような中、本市では、販路開拓支援や展示会出展支援、経営相談体制の整備などを通じて地場産業の支援を行ってきました。その結果、特産品のブランド化や新商品の開発など、一定の成果が見られます。

一方で、経営者の高齢化や事業承継の遅れ、生産性向上への対応不足が課題として残されています。

今後は、デジタル技術の導入支援や若手経営者の育成を進め、地場産業の持続的発展を図る必要があります。

施策の方針

経営環境等の変化に対応できるよう、地域経済全体の活性化に向け、地場産業の振興を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
各種産業支援策によるプロジェクト創出件数（累計）	12件	⇒	120件

施策を実現するための基本事業

① 新規事業の創出と事業の維持・拡大

地域経済の持続的な成長と付加価値の創出を図るために、新規事業の創出と既存事業の維持・拡大に取り組みます。企業の挑戦を後押しする支援体制を整えるとともに、関係機関との連携による事業展開支援を通じて、地域産業の活性化を推進します。

② 生産性向上支援の充実

市内企業の競争力強化と持続的な経営を支えるために、生産性向上支援の充実に取り組みます。デジタル技術の活用や業務改善に向けた支援、専門的な助言体制の強化を通じて、企業の付加価値向上と経営基盤の強化を推進します。

③ 産学官連携の促進

新たな技術や価値の創出を通じて地域産業の高度化を図るために、産学官連携の促進に取り組みます。大学や研究機関、企業、行政が連携した取組を支援し、研究成果や知見の活用を通じて、イノベーション創出と産業振興を推進します。

5−4. 創業・起業の促進と企業誘致

現状と課題

国は、2022（令和4）年に「スタートアップ育成5か年計画」を決定し、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進の3本柱を一体として強力に推進しています。

本市では、創業支援等事業計画に基づき、相談窓口の設置や創業支援機関との連携により創業セミナーの開催等を行っています。また、交通利便性や周辺大学の立地を生かした企業誘致も進められています。さらには、これまでの取組により、市内での起業意識の醸成や学生による創業といった成果が見られるとともに、複数の大型商業施設が開設されることで、雇用の増加や生活環境の充実による転入者の増加につながっています。

一方、創業後の事業継続率向上や、成長企業の定着が課題です。

今後は、資金調達支援や専門人材のマッチングを強化し、持続的な地域経済の活性化につなげる必要があります。

施策の方針

地域の起業力・企業力の向上を図るため、創業支援、地域企業のイノベーション促進のためニーズに応じた支援を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
インキュベーション施設入居件数（累計）	3件	⇒	30件
企業誘致等支援数（新設・移設・増設）（累計）	88社	⇒	143社

施策を実現するための基本事業

① 創業・起業の促進

地域に新たな活力と雇用を生み出すために、創業・起業の促進に取り組みます。創業に関する相談支援や学びの機会の充実、関係機関との連携による伴走支援を行うことで、挑戦しやすい環境づくりと創業の定着を推進します。

② 企業誘致の推進

産業基盤の強化と雇用の創出を図るために、企業誘致の推進に取り組みます。本市の立地環境や産業集積の強みを効果的に発信するとともに、関係機関と連携した受入体制の充実により、地域経済の活性化を推進します。

5−5. 商業の振興

現状と課題

本市の中小事業者は、消費行動のオンライン化や大型商業施設との競争、さらには近年の物価上昇などにより、厳しい経営環境に直面しています。

さらに、事業主の高齢化や後継者不足により事業所数が減少し、空き店舗が増加しており、現状として地域住民にとって非常に重要な生活に密着した商業機能の低下が課題となっています。

このような中、空き店舗対策や集客に対する支援により、来街者の増加や新規出店の事例も見られます。

今後は、多種多様な事業が連携した持続可能な商業振興を図り地域商業の魅力を高めることが求められます。

施策の方針

地域商業の魅力を高めるため、商工団体と連携し持続可能な商業環境づくり等の取組を支援することにより、地域経済の活性化を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
中心商店街の営業店舗率	75.1%	⇒	81.1%
中心商店街の新規出店数	10店舗	⇒	10店舗
中心商店街の1日平均来街者数	2,329人	⇒	2,600人

施策を実現するための基本事業

① 魅力ある商店街づくりの推進

商店街が地域の交流拠点としてにぎわいを創出し、持続的に発展していくことを目的に、魅力ある商店街づくりを推進します。商店街の特色を生かした取組や来街促進につながる事業を支援するとともに、関係団体と連携し、訪れたくなる商業空間の形成を図ります。

② 個店の経営力強化

商業の持続的な発展と競争力の向上を図るために、個店の経営力強化に取り組みます。経営改善や販路拡大に向けた支援、デジタル技術の活用促進等を通じて、各店舗の魅力と収益力の向上を支援し、地域商業の基盤強化を推進します。

③ 商業活性化の一体的推進

商業全体の活性化と相乗効果の創出を図るために、商業活性化の一体的な推進に取り組みます。商店街、個店、関係団体、行政が連携した面的な取組を進めることで、地域特性を生かした商業振興を推進し、まちのにぎわい創出につなげます。

5−6. 観光の振興

現状と課題

2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込み、全国の観光地や観光産業は厳しい状況におかれましたが、2023（令和5）年以降は、全国各地の多くの観光地が賑わいを取り戻し、近年、特に訪日旅行需要が好調で多くの外国人観光客（インバウンド）が日本を訪れています。一方、観光地や観光産業における人材不足や生産性の低さなどが課題となっています。

本市には、歴史資源や自然、文化施設など多様な観光資源がありますが、これらが点在しているため、目的地以外への周遊にまでつながっておらず、滞在時間も短い状況があります。

本市ではこれまで、広域観光連携や資源の磨き上げ、情報発信の強化に取り組み、来訪者数は一定の増加を見せてきました。しかしながら、更なる誘客の増加を図っていくためには、客観的なデータに基づく戦略立案や効果検証を十分に行っていく必要があり、そのためには観光地経営の中心的な役割を担う観光地域づくり法人の存在が重要となってきます。

また、観光消費額の拡大やリピーター獲得に向け、本市ならではの商品・サービスを確立し、「選ばれる観光地」になることも今後の大きな課題です。

今後は、市民や事業者、他産業と連携しながら、戦略に基づいた効果的な事業を展開することで、本市の観光ブランド力を向上させていく必要があります。

飯塚オートレース場につきましては、コロナ禍以降、インターネットによる車券購入が普及し、また、従前からのお客様の高齢化等で入場者が減少している状況です。2025（令和7）年にメインスタンドが完成したことで、様々な施策を行い、入場者数を増加させていく必要があります。

施策の方針

観光地経営の視点に立って観光地域づくりを進め、広域連携や他産業との連携を行い、地域資源を本市ならではの商品に磨き上げることで、滞在時間や消費額を増加させ、また、オートレースの魅力を発信し、市内に誘客することで、地域経済の活性化を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
観光来訪者数（デジタル観光統計オープンデータ）	122.9万人	⇒	165.5万人
観光消費額が5千円以上の割合	27.4%	⇒	35.0%
飯塚市の認知度	関東 12.5% 関西 13.6%	⇒	20.0%
オートレース場入場者数	81,336人	⇒	112,595人

施策を実現するための基本事業

① 広域連携による観光の推進

広域的な周遊性を高め、交流人口の拡大につなげるために、広域連携による観光の推進に取り組みます。近隣自治体や関係団体と連携し、地域資源をテーマごとに組み合わせるなどして、観光ルートの形成や共同プロモーションを行うことで、本市の魅力を効果的に発信し、滞在型観光を促進します。

② 観光地域づくりの実践

観光を通じて地域の活力向上と持続的な発展を図るために、データや戦略に基づいた観光地経営に取り組みます。観光地経営戦略を策定するとともに、地域住民や事業者が主体となった取組を支援し、日常の暮らしや文化と観光が調和した地域づくりを進めることで、住んでよし、訪れてよし、働いてよしの観光地域づくりに取り組みます。

③ 特産品を生かした観光資源の開拓

本市ならではの魅力を高め、観光消費額の拡大につなげるために、特産品を生かした観光資源の開拓に取り組みます。農産物や加工品、食文化等の地域資源を観光と結び付けた取組を進めることで、体験型・滞在型観光の充実を図り、地域の付加価値向上を図ります。

④ 情報発信の強化

本市の観光の魅力を効果的に伝え、来訪意欲の向上を図るために、情報発信の強化に取り組みます。デジタル媒体や多様な情報ツールを活用し、ターゲットに応じた戦略的な発信を行うことで、観光ブランド力の向上と誘客促進に努めます。

⑤ 公営競技事業（オートレース）の魅力強化

2025（令和7）年に完成したメインスタンドの機能を最大限に活用するとともに、更なる利用者の利便性や滞在環境の向上を図ります。あわせて、新規顧客の獲得に向けた取組を推進するとともに、多言語対応の充実や情報発信の強化など、訪日外国人旅行者を含めた受入環境の整備に取り組み、入場者数の増加を図ります。

第6章　教育・文化

6－1．人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

現状と課題

国においては2023（令和5）年に「こども基本法」が施行され、学校教育においては、人権教育や障がいの有無、国籍、個性にかかわらず全てのこどもが共に学ぶインクルーシブ教育が推進されており、社会全体として多様性の尊重や心身の健康を重視する動きが強まっています。一方で、経済的格差の拡大や家庭環境の多様化により、こどもの心身の不調や自己肯定感の低下が全国的な課題となっています。

本市では、学校における体系的な人権教育を実施し、お互いの個性を認め合う豊かな心の育成に取り組んできました。一方で、市内小中学校では、不登校児童生徒数が全国平均と同様に推移しています。

これに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど相談体制の充実に取り組んできました。また、健やかな体を育むため、基本的な生活習慣の確立や体力向上を目的とした運動習慣づくりに取り組んだ結果、体力テストの平均値は、県平均との差が着実に縮まりつつあります。

しかし、依然として家庭環境や経済状況による教育機会や体験機会の格差、生活習慣の乱れや心の不調を抱える児童生徒への継続的支援が課題として残っています。

今後は、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、こども一人一人の人権が尊重され、学びの機会の確保と、心身共に健やかに成長できる教育環境の更なる充実が求められます。

施策の方針

豊かな心と生きる力を育み、健やかなこどもたちの育成を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
新体力テスト全国平均値突破項目の割合	25.7%	⇒	50.0%
（小）全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがあると思う」児童の割合	84.0%	⇒	100%
（中）全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがあると思う」生徒の割合	85.0%	⇒	100%
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の割合	56.9%	⇒	100%

施策を実現するための基本事業

① 生きる力を育む教育の推進

変化の激しい社会を主体的に生き抜く力を育成するために、教育活動全体を通して、道徳性を養う心の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に即し、部落差別問題をはじめとする様々な人権教育を推進することで、豊かな心の育成を図ります。

② 多様な背景を持つ児童生徒に対する支援の推進

こどもたちの能力や特性、障がいの状況、多様な背景に応じて、一人一人の可能性を伸ばし健やかな成長を図るため、個に応じた支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階、児童や保護者の願い等に応じたきめ細かな支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、こどもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

③ 体力向上と健康増進の推進

児童生徒が生涯にわたって健康・安全で活力ある生活を送るため、体育学習やスポーツ活動等を通して、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ習慣を身に付けるとともに、その基礎を培う体育・健康教育の充実を図ります。

④ 安全な給食の提供と食育の推進

児童生徒の健全な成長を支えるために、安全な給食の提供と食育の推進に取り組みます。衛生管理を徹底し、地産地消の推進等を図りながら、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける取組を通じて、心身の健康と豊かな人間性の育成を図ります。

⑤ 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

学校が地域と共に歩む学びの拠点となることを目指し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。地域人材や資源を活用した教育活動を充実させるとともに、家庭・地域との連携を深め、学校の特色を生かした教育の充実を図ります。

⑥ 不登校児童生徒支援の推進

全ての児童生徒への支援を充実させるため、学校内での対応に加え、家庭、学校以外の第三の居場所の環境整備を図ります。また、児童生徒とその保護者へ早期に適切な支援が行えるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の強化を図ります。

6−2. 確かな学力を育む教育の推進

現状と課題

近年では、グローバル化やICT、AI技術の急速な進展、少子高齢化の進行など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。このような時代の中でこどもたちへの教育を一層充実していくよう、国では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質・能力向上や指導体制の整備など、様々な施策を実施しています。

本市の全国学力・学習状況調査の結果は、小学校では全国平均を上回っていますが、中学校では思考力・判断力・表現力に課題が見られ、全国平均に至っていない状況です。このため、本市では、学力の安定と向上のため少人数指導や学力向上推進事業、ICTを活用した授業改善、教職員研修の充実に取り組んできました。

しかし、家庭学習習慣の定着や学習意欲に個人差が見られることから、今後は、学校内外の学習支援体制の強化や、ICTを活用した個別指導の深化により、全てのこどもが確かな学力を身に付けられる教育環境の整備と充実が課題となります。

施策の方針

「かしこく」「やさしく」「たくましい」こどもたちの育成に向け、教育環境の整備・充実などを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
（小）全国標準学力検査NRT（国語、算数）の全国平均を100とした比率	103.0	⇒	110.0
（中）標準学力分析検査（国語、数学）の県平均を100とした比率	93.0	⇒	100.0
（小）全国学力・学習状況調査の全国平均を100とした比率	101.0	⇒	毎年全国平均以上
（中）全国学力・学習状況調査の全国平均を100とした比率	91.0	⇒	毎年全国平均以上

施策を実現するための基本事業

① 学力向上の推進

基礎学力の定着と思考力・判断力・表現力を育成する教育を推進するため、徹底反復学習や協調学習などの学習理論を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制を強化します。

また、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、小中学校でのオンラインツールの活用やALTによる英語教育を推進します。

② 小中一貫教育の推進

こどもたちの未来社会を切り拓く資質・能力を育成するため、中学校区を単位とした小学1年生から中学3年生までの9年間を見通した一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導などが可能となる小中一貫教育の充実を図ります。

③ 均等な教育機会の推進

全てのこどもの学びを保障するため、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対する就学援助制度や高等教育の機会を保障する奨学金制度等の充実に努め、教育支援を図ります。

④ 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、建物の安全性や耐久性を確保し、安全で安心して学べる環境を整備するため、施設の改修を計画的に推進します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

⑤ 教職員の資質向上

新しい時代を担うこどもたちを育むため、「学校へ行きたい」「学びたい」とこどもたちが感じることができる魅力的な学校や、学習意欲や知的好奇心を十分に引き出せる授業づくりができるように、教職員の授業力の向上に取り組み、更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

6−3. 生涯学習の振興

現状と課題

「人生100年時代」、「超スマート社会（Sociey5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中にあって、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングを目指すために、生涯学習の重要性は一層高まっています。国では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

本市では、多様な学習機会の提供に向け、中央公民館や各地域にある交流センター、図書館などの拠点が整備されており、講座やサークル活動が実施されています。市の取組として、市民講座や高齢者向け学習プログラム、図書館事業の充実を進めてきました。その結果、講座等参加者数は一定数を維持しており、学習成果を地域活動に生かす事例も見られます。

一方で、利用者の年齢層に偏りがあり、若年層や子育て世代の参加が限定的であることや、デジタル分野の学習機会が十分でないことが課題です。

今後は、世代を超えた学びの場の創出や、オンライン学習の活用を進め、生涯を通じて学び続けられる環境整備が求められます。また、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るなど、学習を通して得た知識や経験を地域課題の解決や、まちづくりに生かせる環境づくりを進めることが重要です。

施策の方針

「いつでも どこでも だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
サークル・講座等への参加者数	12,079人	⇒	14,000人
市立図書館来館者数	271,723人※ （R6）	⇒	315,000人
学習ボランティア講師派遣人数	2,186人	⇒	2,600人

※市立図書館について、2025（令和7）年度は改修による休館のため2024（令和6）年度数値を基準値としている

施策を実現するための基本事業

① 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、年齢を問わず生涯にわたって学び続けることができるよう、市民の学習ニーズに応えるべく、アンケート調査等の分析により、様々なジャンルで講座等を展開することで学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、機能の充実と利便性の向上に努めます。

中央公民館や各地域にある交流センターなどにおいては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。

② 地域社会に学習成果を還元できる人材の育成

学習で得た成果を地域社会で生かすことができるよう、生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの拡充に取り組みます。

③ 社会教育施設の整備・運営

生涯学習の拠点、交流の場、地域活動の拠点として社会教育施設の円滑な利用のため、地域の実情に応じた施設整備や適正な維持管理に努めます。

さらに、乳幼児から高齢者まで自由に、気軽に、楽しく利用でき、市民から愛され親しまれる施設づくりに努めます。

6−4. スポーツの振興

現状と課題

国は、2022（令和4）年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」に基づき、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できるという3つの視点に基づき、「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な「スポーツそのものが有する価値」とスポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高める取組が進められています。

本市の体育施設利用者数は年間数十万人規模で推移しており、毎年増加傾向にあります。本市では、2022（令和4）年度に筑豊地区最大規模の飯塚市総合体育館を整備したほか、施設の改修や整備を行っています。また、スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放、障がい者スポーツの推進に取り組んでいます。

これらの取組により、こどもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに親しむ機会が確保されていますが、施設の老朽化や指導者不足が課題として残っています。

今後は、施設の計画的改修と人材育成を進め、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

施策の方針

市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめるような環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
市営スポーツ施設利用者数	641,243人	⇒	642,000人
スポーツ推進委員によるスポーツ普及事業参加者数	2,330人	⇒	2,600人
国際大会等、大規模集客イベント来場者数	23,825人	⇒	26,000人

施策を実現するための基本事業

① 生涯スポーツ活動の推進

スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会、まちづくり協議会との連携により、気軽にスポーツに参加する機会を拡充するため、市民総合体育大会をはじめとしたイベントやスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの振興を推進します。

② スポーツ推進委員によるスポーツの普及

飯塚市スポーツ推進委員が定期的に開催しているニュースポーツ教室等を通して、スポーツの普及、運動習慣の恒常化及び健幸寿命の延伸、コミュニティの形成促進に努めます。

③ スポーツ施設の整備と活用

誰もが快適にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設の有効活用を進めるとともに、老朽化した施設については、統廃合等も視野に入れて改修等を図るなど環境整備に努めます。

④ 競技スポーツ活動の支援

競技スポーツ活動を実践している競技者、競技団体に対する支援を図るとともに、飯塚国際車いすテニス大会等の開催支援に努めます。

⑤ 大規模スポーツ大会等の誘致

スポーツ振興はもとより、スポーツによる交流人口の増加を図るため、大規模なスポーツ大会等・イベントを誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出します。

6−5. 文化芸術の創造

現状と課題

国は、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、地域文化の振興等、様々な取組を行っています。

本市では、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）において、幅広い文化事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しているほか、地域文化の担い手の育成にも取り組んでいます。また、飯塚文化連盟等を中心に市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われています。これまでの取組により、文化活動団体の継続的な活動が支えられてきました。

一方で、若年層の参加減少や参加者の高齢化が進んでいます。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動の支援が求められています。

施策の方針

地域文化を大切にする心を育み、文化意識を向上させるため、文化芸術の継承と活動の支援を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
飯塚市文化会館入場者数	180,675人	⇒	250,000人
飯塚文化連盟加盟団体数	99団体	⇒	110団体

施策を実現するための基本事業

① 市民による文化芸術活動の推進

こどもから高齢者まで全ての市民が多様な文化芸術に触れられる機会の充実を図るため、市民参加による文化芸術活動を推進します。また、文化芸術活動の推進のため、文化芸術活動に取り組む団体を支援します。

② 文化芸術活動の機会や場の充実

地域文化芸術活動の充実を図るため、文化祭など地域に密着した文化振興イベント開催を支援します。また、飯塚新人音楽コンクールについては、心温かいきめ細かな運営とともに、優れた新人演奏家の発掘を支援します。

③ 文化施設の整備・運営

市民が文化施設を安心して安全、快適に利用できるよう、必要な整備や設備の改修等を行うとともに、適切な運営に努め、環境整備を進めます。また、飯塚市文化会館の入館者及び各種文化事業の参加者を増加させる取組を進めます。

6−6. 歴史的・文化的遺産の保護と活用

現状と課題

歴史的・文化的遺産を取り巻く環境は、社会構造の変化により、大きく変化しています。地域の歴史的・文化的遺産を支える社会的基盤が弱体化している一方で、観光や地域振興を目的としたその活用が求められています。そのため、国は2018（平成30）年に「文化財保護法」を改正し、指定・未指定の文化財に関わらず地域に残されている貴重な文化財を地域総がかりで、計画的に保存・活用するため、都道府県・市町村が作成する「文化財保存活用大綱」「文化財保存活用地域計画」をそれぞれ法に位置付けました。

本市には、原始から近代までの多様な歴史的・文化的遺産が存在しています。中でも、我が国の弥生時代を代表する立岩遺跡、筑豊の石炭産業の繁栄を物語る旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場は本市の歴史の特徴を物語るものです。こうした文化財に加えて、大分の獅子舞や綱分八幡宮神幸行事に代表される郷土芸能・伝統行事についても、次世代へ守りつなげる必要があります。

こうした歴史的・文化的遺産を保存する上で、これらを生かし、多くの市民の理解を得るため、その活用が重要となります。本市では、飯塚市歴史資料館において本市に関する文化財資料を展示し、旧伊藤伝右衛門邸や嘉穂劇場については公開施設として活用しているところです。

市内の歴史的・文化的遺産の詳細調査については十分とは言えない状況であるため、今後も引き続き実施するとともに、点在する歴史的・文化的遺産を連携させた活用が求められています。

施策の方針

貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
指定文化財数	54件	⇒	58件
文化財に係る展示・公開施設の入館者数	40,781人	⇒	70,000人

施策を実現するための基本事業

① 文化財の保存・整備・活用の推進

市内の文化財について、緊急性を有するもの、重要な文化財については詳細調査を行い、その中で価値が認められたものについては指定文化財、登録文化財として保存・整備・活用に努めます。

② 地域に根ざした特色ある伝統文化の継承

地域の人々に愛され育まれ、培われてきた郷土の芸能や伝統行事の保護継承を図り、青少年も含めた後継者の育成などを支援します。また、市民に文化財等の情報を発信するとともに、市民が文化に触れ、学習する機会の拡大に努めます。

③ 教育・観光への活用の推進

飯塚市歴史資料館にて展示活動や歴史講座等を積極的に開催し、市民の郷土の歴史学習活動を推進するとともに、歴史資料館と学校や社会教育施設との連携を深め、学習活動の拡大を推進します。

また、点在する歴史的・文化的遺産を連携させた周遊ルート・マップを作成し、その活用を図ります。

6−7. 国際交流・多文化共生の推進

現状と課題

外国人住民の増加・多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

国は、2020（令和2）年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、①コミュニケーション支援、②生活支援、③意識啓発と社会参画支援、④地域活性化の推進やグローバル化への対応に取り組んでいます。

本市においても、外国人人口は増加しており、多文化共生の重要性が高まっています。

本市では、市内在住の外国人に対する情報の提供や相談窓口を設置するほか、姉妹都市との交流イベントを実施しています。

今後も、言語や生活習慣の違いによる課題解決に向け、相談体制の強化や地域理解の促進を通じ、誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現が求められます。

施策の方針

誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
国際交流事業参加者数	555人	⇒	830人
飯塚国際交流推進協議会のボランティア数	47人	⇒	70人

施策を実現するための基本事業

① 国際交流の推進

文化や教育、経済などの交流促進に向け、姉妹都市交流の継続・発展を推進するとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、国際交流事業に取り組みます。

② 多文化共生の地域づくり

国籍や文化の違いを超えて、全ての市民が安心して暮らし、互いに尊重し合える地域社会の実現を目指し、多文化共生の地域づくりに取り組みます。外国人市民への情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域における交流や相互理解を促進し、多様性を生かした地域づくりを推進します。

③ 国際理解の推進

文化の多様性について理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図るため、参加者とボランティアが一体となった国際交流事業を開催します。

第7章　都市基盤・生活基盤

7－1．災害・減災対策の充実

現状と課題

気候変動の影響により全国的に風水害の頻発化、激甚化が進んでおり、国は、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するため、地震災害や風水害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、防災・減災、国土強靭化に取り組んでいます。

本市は遠賀川水系に位置し、山間部と市街地が混在する地形特性から、浸水害や土砂災害のリスクを抱えています。また、市西部を縦断する西山断層帯による直下型地震が起きた際の最大震度は７と推定されるなど震災についても大きなリスクを抱えています。このため、本市では、ハザードマップの作成・配布、防災行政無線・河川監視カメラの整備、ホームページ、エリアメールやSNSによる情報発信、市報への啓発記事の掲載、地域自主防災組織育成のための出前講座や防災教育などに取り組んできました。また、避難所の指定や備蓄物資の充実、避難行動要支援者名簿の整備も進めています。これらにより、市民の防災意識の向上や初動対応力の強化といった成果が見られます。

一方で、避難行動の実効性確保や個別避難計画の策定、老朽化した施設の更新、デジタル格差による高齢者への情報伝達などが課題となっています。

今後は、ハード・ソフト両面からの減災対策の一層の充実が求められます。

施策の方針

地域防災力の強化など災害に強い組織・ひとづくりを推進するとともに、風水害や土砂災害、地震等に対する防災・減災施策を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
自主防災組織活動カバー率	88.8%	⇒	100%
防災に関する訓練・研修の実施回数	14回	⇒	20回
防災重点農業用ため池に関するハザードマップ作成進捗率	28.4%	⇒	100%

施策を実現するための基本事業

① 防災・減災意識の向上と自主防災体制の確立

災害から命を守る手段を市民に伝え、自助・共助能力の向上を図るため、「地域防災計画」の策定や防災訓練・防災研修に取り組みます。また、地域主体の防災体制の確立に向け、自主防災組織の設立に取り組み、消防団と協同して訓練を行います。

② 避難行動要支援者等対策の充実

誰一人取り残さない防災体制の構築に向け、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児、難病患者などの要配慮者のうち、特に自助による避難が困難な方に対する共助、公助を含む避難体制の推進を図ります。併せて、特別な配慮や適切なケアが必要な方に対する支援の充実を図ります。

③ 情報伝達機能の向上

市民への確実な情報伝達を図るため、防災関連機器の充実を図るとともに要配慮者対策を行い、防災行政無線、インターネット、メールなど複数の手段を活用した情報伝達機能の向上を図ります。

④ 防災・減災対策の推進

風水害や土砂災害を防ぐため、「地域防災計画」に沿った計画的な事業の推進に努めるなど、国、県等の関係機関と連携しながら防災・減災対策を推進します。また、激甚化する水害に対し、遠賀川流域のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」へ転換を行い、流域全体で総合的かつ多層的な対策を図ります。

7−2. 消防・救急体制の充実

現状と課題

高齢化の進行により救急出動件数が全国的に増加しており、国は、救急需要増大への対応を進めています。具体的には、救急安心センター事業（＃7119）の更なる展開拡大や利用促進、救急車の適正利用の推進、救急業務のDX推進等に取り組んでいます。

本市では、消防・救急活動の充実に向け体制づくりを進めてきました。地域防災力の大きな役割を担っている消防団員数は減少傾向にあり、安全・安心なまちづくりに向け消防団員数の確保や人材育成が課題となっています。

また、高齢化の進行により救急出動件数が全国的に増加しており、本市の救急出動件数は年間約11,000件で、10年前と比べ増加傾向にあります。そのうち約6割が65歳以上の高齢者であり、急病による出動が大半を占めています。救命救急体制の更なる強化に向け飯塚地区消防組合と医療機関の連携が必要となっています。

施策の方針

飯塚地区消防組合への支援による防災力の強化、火災等の災害現場における消防団活動の充実及び救急体制の整備を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
消防団員充足率	72.0%	⇒	75.0%
消防団による災害出動率	100%	⇒	100%

施策を実現するための基本事業

① 消防機関との連携強化

訓練や研修を通じて、大規模火災をはじめ、各種災害に関する対応能力の向上を図るため、消防団の人材確保に努めるとともに、消防機関との連携強化を推進します。

また、広域的な消防体制の構築に対応するために、高度な知識や装備を必要としている飯塚地区消防組合に対しての支援を継続するとともに、救急需要の多様化に対応するため、救急体制の整備を支援します。

② 消防施設・設備の充実

迅速な消火活動が行えるように、消防団活動の拠点である消防詰所や消防ポンプ自動車等については、老朽化対策を行い、施設・設備の充実を図ります。また、消火栓や防火水槽といった消防水利については、既存水利の改良や修繕を行うとともに、必要な整備を進めていきます。

7−3. 生活安全の向上

現状と課題

高齢者世帯の増加や幅広い年齢層におけるインターネット・SNSの普及、電子商取引の拡大などにより、地域コミュニティの希薄化や高齢者・こどもを狙った犯罪への対策が課題となっています。

本市の刑法犯認知件数は年間約900件を切り、ピーク時と比べ減少しているものの、自転車盗や特殊詐欺被害が一定数発生しており、これ以外にも市内では不審者の声かけなど、市民の日常生活を脅かす事案が発生している状況です。また、交通事故件数についても年々減少はしていますが、高齢者の事故割合が依然高い傾向にあります。

本市では、防犯灯のLED化や維持管理（自治会への支援）、警察や地域団体との連携、防犯パトロール支援などを実施してきました。これにより、犯罪発生件数の抑制や地域の見守り体制強化につながっています。

一方で、地域活動の担い手不足や、インターネット犯罪など新たな脅威への対応が課題となっています。

今後は、デジタルと地域力を組み合わせた生活安全対策が求められます。

施策の方針

地域での防犯、交通安全、消費者保護への取組により、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
刑法犯認知件数	866件	⇒	823件
防犯灯設置本数	12,600本	⇒	12,875本
交通事故発生件数	402件	⇒	94件

施策を実現するための基本事業

① 防犯体制づくりの推進

安全・安心なまちづくりの推進のため、警察、行政、地域住民等が連携した地域防犯体制や連絡体制づくりを推進するとともに、それらの活動に対し、積極的な支援を行います。また、防犯環境の充実を図るため、防犯灯等の整備を行います。

② 防犯意識の向上

防犯意識の向上に資するため、飯塚地区安全・安心まちづくり住民総決起大会の開催や広報紙やホームページによる啓発活動及び情報提供、学校での防犯教育等を推進します。

③ 交通環境の向上

交通安全教育や交通安全運動の実施などにより、交通ルールの順守や飲酒運転撲滅に対する意識の向上、こども、高齢者、障がい者等の交通弱者の安全と人権を尊重した道路交通環境の向上を図ります。

④ 消費者保護の充実

消費者トラブルの被害者救済に加え、被害の多様化・複雑化に対応し、消費者の被害を未然に防止するため、関係機関と連携して消費生活に関する情報提供や啓発に努めます。

また、消費生活相談員の更なる能力向上を図り、相談体制の充実を進めます。

7－4. 計画的な土地利用の推進

現状と課題

人口減少と高齢化の進行により、都市構造の集約化や効率的な土地利用が全国的に求められています。国においては立地適正化計画の策定が進められ、持続可能な都市経営への転換が重要視されています。

本市では、市街地の拡散や中山間地域の過疎化が進行している一方で、今後は急速な人口減少が見込まれており、空き地や空き家の増加や将来的なインフラ維持コストの増大が懸念されています。

このような中、国においては「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、本市では住宅及び医療・福祉・商業、その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るための「飯塚市立地適正化計画」を2017（平成29）年に作成し、2025（令和7）年に中間改定を行いました。また、上位計画である「飯塚市都市計画マスタープラン」を2022（令和4）年に改訂し、都市計画の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにするとともに、用途地域の適正化や市街地整備を進めてきました。

しかし、人口動態の変化に即した柔軟な土地利用には課題が見られます。

今後も、居住誘導区域の考え方を踏まえたコンパクトなまちづくりと拡散型の都市構造から拠点連携型の都市構造への転換により、暮らしに必要なサービスや居住環境の確保を図る必要があります。

施策の方針

総合的な土地利用計画のもとで、住環境や地域経済を見据えた土地利用を図り、自然と調和を図りながら将来において持続可能な都市として、暮らしやすいまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
居住誘導区域内における人口の市域全体の人口に対する割合	40.8%	⇒	対前年度比増

施策を実現するための基本事業

① 計画的な土地利用の推進

社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるため、「都市計画法」等の手法を用いて、必要な規制と誘導により計画的な土地利用を推進し、都市機能の増進や住居環境の向上を図ります。

② 拠点連携型の都市づくりの推進

潤いある自然の中で、市域の拠点である中心拠点と日常生活を支える地域の拠点となる複数の地域生活圏の形成を図るとともに各拠点を鉄道やバスなどの公共交通で結び、拠点間が相互に連携した拠点連携型の都市構造の実現を目指した土地利用を進めます。

7−5. 定住環境の充実

現状と課題

国は、東京一極集中の是正と地方の活性化に向け、2014（平成26）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、その後、現在に至るまで、地方への移住定住を推進しています。

本市では、空家等に関する相談は年々増加しており、住環境の質を維持することが課題となっていることから、住宅取得支援や空家等対策、生活利便施設の充実に取り組んできました。子育て世帯向け施策と連動した定住促進策に一定の成果が見られ、近年は転入超過となっていますが、若年層については、福岡都市圏や首都圏等への転出により、転出超過が続いています。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備を図るとともに、空家等の利活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方等を検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。

施策の方針

全ての人が安心して暮らせる、魅力ある良質な住環境の整備を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
支援制度を利用した移住者数（累計）	1,354人	⇒	2,678人

施策を実現するための基本事業

① 空家等対策の推進

適切に管理されず老朽化した空家等による周辺環境への悪影響を防止するため、老朽危険家屋の解体を促進するとともに、空家等の有効利活用を推進し、定住環境の整備を図ります。また、空家等の管理は第一義的には所有者等の責務であるため、空家等に関わる相続や適正管理についての出前講座などによる所有者等の意識の啓発に努めます。

② 移住・定住施策の推進

子育て支援や雇用の創出等による若年層の定住促進をはじめ、地域特性を生かした産業の振興、次代を担うこどもの育成などにより、市外から人を呼び込み、市内の人が住み続けたいと感じられるよう、魅力ある移住・定住施策を積極的に推進します。また、周辺自治体との連携を図り、良好な定住環境の整備に努めます。

③ 安心して暮らせる公営住宅の提供

地域の社会福祉を支える観点を踏まえ、公営住宅が必要な方に、安心・安全で快適な住環境を提供できるよう管理戸数の適正化を推進し、セーフティーネット住宅として、住宅に困窮する人々が安定した生活基盤を確保できるよう住居の提供に努めていきます。

7−6. 公共交通の維持と利便性の向上

現状と課題

利用者の減少や運転手不足により、公共交通事業者の経営環境は悪化しており、地域公共交通の維持が全国的な課題となっています。また、免許返納後の高齢者の移動手段の確保の重要性が増大しています。国では、「地域交通法」を改正し、持続可能なサービス提供の確保に向け、地域自ら地域交通をデザインし、移動ニーズに応えられる制度や、多様な関係主体の連携・協働を促進する制度を創設しています。

本市では、路線バス利用者数の減少が続いており、路線の一部廃止に伴う交通不便地域の拡大が懸念されています。また、高齢者人口の増加により、移動支援ニーズは高まっています。本市では、地域公共交通計画に基づき、路線の見直しやデマンド交通の導入を進めてきた結果、一定の移動手段確保につながっています。

しかしながら、地域公共交通の重要性が高まる中、地域の特性や住民ニーズに即した持続可能な地域公共交通の構築に向け、今後は、利用促進と効率的な運行の両立が求められています。

施策の方針

生活交通を維持・確保するとともに、利便性を向上させることにより、市民の移動手段の確保を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
コミュニティ交通利用者数	109,174人	⇒	122,000人

施策を実現するための基本事業

① 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、民間交通事業者と協力しながら、路線バスの維持に努めます。また、高齢者等が日常生活に必要な移動手段を確保できるよう、コミュニティ交通については地域に応じた運行を図るとともに、交通機関間の結節にも配慮し、公共交通全体の充実を目指します。

② 広域交通の利便性の向上

市域をまたいで運行する路線バスについては、運行事業者や沿線自治体と連携して確保・維持に努めます。鉄道については、JRに対して既存路線の利便性維持・向上を要望するとともに、連携して市内各駅のバリアフリー化を推進します。また、福岡市地下鉄福岡空港線とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら協議を行います。

③ 買い物弱者対策の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせる定住環境の整備に向け、食料品や生活用品の購入に支障をきたしている実態を把握の上、身近な移動手段の確保等に取り組みます。

7−7. 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、こどもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。国は、2017（平成29）年の「都市公園法」改正により公募設置管理制度（Park−PFI）を創設するなど、官民連携による公園の柔軟な管理運営を促進しています。

本市には多くの公園がありますが、施設の老朽化や管理負担が課題となっています。利用状況にも地域差があります。本市では、公園の計画的な整備や遊具更新、緑化推進に取り組んできました。その結果、市民の利用促進に一定の成果が見られています。

しかし、維持管理コストの増大が課題となっていることから、今後は、施設の長寿命化に加え、持続可能な公園管理を目指し、公園・緑地の配置において最適化を進める必要があります。

施策の方針

地域特性にあった公園・緑地の適正配置や整備を行い、良好な住環境と一体となった憩いと安らぎの空間形成を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
公園・緑地面積	191.7ha	⇒	173.0ha

施策を実現するための基本事業

① 安全・安心な公園・緑地の整備

市民が安全で安心して使えるよう、公園・緑地の安全性の確保と施設の機能維持に努めます。また、市民ニーズを踏まえ、公園の適正配置に伴う効率的な利活用を推進します。

② 魅力ある水辺空間の整備

やすらぎと魅力あふれる空間の形成を図るため、遠賀川などの自然豊かな水辺空間の適切な維持管理と利用を促進します。

③ 花いっぱい運動の推進

花あふれるまちづくりのため、市民や地域、企業等と協力して、地域の公共用地や公共施設をはじめ、宅地内や企業用地に花を植える花いっぱい運動を推進します。

7−8. 道路の整備

現状と課題

全国的に、高度経済成長期に整備された道路インフラの老朽化に伴う維持・更新や、激甚化・頻発化する自然災害への防災・減災対策などに対応した道路ネットワークの構築が課題となっています。

本市には、東西方向に国道201号、国道201号バイパスが、南北方向に国道200号、国道200号バイパス、国道211号が通過しており、それら国道を骨格として県道や市道が補完し市域の道路網が形成されています。集約型の都市づくりを進めるために、今後も国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

一方、市道など生活道路を中心に老朽化が進んでいることから、交通安全や防災面での対応が必要となっています。そのため、本市では、計画的な道路改良や維持補修、バリアフリー化を進めており、利便性や安全性の向上に一定の成果が見られています。しかし、限られた財源や人員の中、整備が十分でない箇所もあることから、国の補助金を活用するとともに、優先順位を明確にした効率的な整備を推進する必要があります。

施策の方針

広域的な道路ネットワーク形成や安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
橋りょう補修の延べ実施数	−	⇒	20橋
道路舗装・補修の延長距離	−	⇒	19,000m
都市計画道路整備率	50.0%	⇒	51.0%

施策を実現するための基本事業

① 国道整備の推進

主要幹線道路である一般国道200号、201号及び211号について、地域の交通状況を踏まえた道路網の整備を促進し、福岡・北九州都市圏をはじめとする県内各地との広域的なネットワークの強化を図ります。今後も、関係機関と連携し、国、県に対して道路整備の促進や必要な財源の確保等について要望活動を推進します。

② 県道整備の推進

国道等主要幹線道路を補完する県道飯塚大野城線をはじめ、県道飯塚穂波線など重要路線の事業促進のほか、未整備区間の早期整備を要望し、安全・安心な道路交通環境の改善を推進します。

③ 安全・安心な市道・橋りょう整備の推進

市道については、市民生活の利便性や安全性の確保に向け、計画的な道路の整備を推進するとともに、全ての人に配慮したバリアフリー化を推進します。また、橋りょうについては、「飯塚市道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な整備を進めます。

④ 都市計画道路事業の推進

都市計画道路新飯塚潤野線の整備を促進するとともに、本市の主要拠点を結び、都市の骨格となる都市内幹線道路の整備を推進します。また、都市計画道路については、社会情勢の変化、都市政策の転換、将来都市像の変化等による継続性・安定性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

7−9. 上下水道の整備と更新

現状と課題

全国的に、人口減少に伴う料金収入の減少、職員数の減少及び維持管理業務の拡大に加え、施設更新需要の増大により、上下水道事業の経営環境は厳しさを増しています。国では、強靭で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐため、複数自治体による事業運営の一体化や施設の最適配置、人材の確保育成の支援を行っています。

本市の上水道普及率はほぼ100%に達していますが、管路の多くが更新時期を迎えています。下水道についても整備が進んでいる一方、普及率の向上と下水道施設の老朽化対策が課題となっています。これまで、本市では、計画的な管路更新や耐震化、浄水・処理施設の機能維持に取り組んできたことから、漏水対策や水質管理により、安全で安定した供給体制を維持しています。

今後は、料金収入について、人口減少により減少が見込まれるため、長期的視点に立った更新計画と、経営の効率化、広域的な連携の検討が必要です。

施策の方針

安定した事業経営により上下水道の整備・更新を実施し、安全で安心な水環境を実現するとともに清潔で快適な生活環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
有収率	84.3%	⇒	89.2%
汚水処理人口普及率	85.2%	⇒	89.8%
水洗化率	92.8%	⇒	93.9%

施策を実現するための基本事業

① 経営基盤の強化

安定的で継続的な上下水道事業の運営に加え、利用者の満足度を向上させるため、公平で適正な費用負担による上下水道インフラ機能の確保と経費削減に努め、経営基盤の強化を図ります。

② 水道施設の維持・管理

安全で安心な水を安定供給するため、計画的な老朽管及び老朽施設の更新、耐震化等を実施するとともに、将来の給水量の減少を踏まえた適切な水道施設の最適化に取り組み、適正な維持・管理に努めます。

③ 公共下水道事業の整備と更新

快適な生活環境づくりを推進するため、事業計画に基づき計画的に整備を実施するとともに、計画的に老朽管及び老朽施設の更新を実施し、持続可能な維持・管理に努めます。

第8章　自然環境

8−1. 自然環境の保全

現状と課題

自然環境を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくため、気候変動や生物多様性の損失が国際的課題となっており、自治体にも環境保全への積極的な対応が求められています。また、自然環境は防災や観光の面でも重要な資源となっています。

本市は、山林や河川など豊かな自然環境に恵まれていますが、里山の荒廃や外来生物の影響が課題となっています。本市では、環境保全活動の支援や自然観察会の開催、河川美化活動などに取り組んできました。その結果、市民参加型の取組により、環境意識の向上が図られています。

また、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。これからの河川整備は、環境問題への関心の高さを背景に環境に配慮した川づくりが求められており、多様な生き物が生息できる良好な水辺空間づくりを進め、市民が河川で自然体験や学習ができる場を提供することも必要です。

施策の方針

自然環境の保全に努めるとともに、市民の環境保全意識の向上、生態系の保護のための活動を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
ボランティア清掃活動参加者数	19,295人	⇒	20,000人
荒廃竹林整備面積（累計）	−	⇒	40.0ha

施策を実現するための基本事業

① 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、荒廃森林及び荒廃竹林の整備を推進するとともに、竹粉砕機の貸出しにより、市民・各種団体が行う竹林整備等を支援します。

② 水辺環境の保全

水辺の賑わい創出や良好な自然環境の活用に向け、関係機関と連携し、親水空間の創出を図るとともに、多様な生き物の生息が可能な水辺環境づくりに努めます。また、水辺環境の保全に向けたイベント等の機会の提供、サポート人材の育成、活動プログラムの整備、情報の提供に努めます。

③ 自然環境保全活動の推進

安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。また、自然環境に対する意識の啓発に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と連携・協働し、自然環境の保全に関する情報共有や協力体制づくりに努めます。

④ 生物多様性の保全

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全・再生を図り、生態系の多様性の保持に努めます。また、在来種を保全するとともに、外来生物の対策を推進します。

8−2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

環境問題に対する関心の高まりとともに、環境保全活動に参加したいと考える住民が増加し、企業においても環境保全型の活動に対する関心が高まっています。また、生活環境の質が定住や健康に与える影響が重視されており、「生活環境」における苦情・相談についても複雑化・多様化している状況です。

本市では、大気汚染の主な発生源となる大規模工場が少ないことから概ね良好ですが、近年、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント等の市域外を発生源とする大気汚染が発生しており、定期的な測定とともに迅速な情報提供が必要となっています。遠賀川本流、支流河川の水質汚濁の原因は、主に家庭排水によるもので、生活雑排水などの浄化の促進とともに、そのための啓発活動と定期的水質監視が必要です。

本市では、水のきれいな、ごみのない快適な生活環境の保全を図るため、不法投棄などへの公害対策の強化、まちの環境美化、空き地等の適正管理、動物愛護や適正飼育等の啓発、指導に努め、衛生的な生活環境づくりに取り組んできました。その結果、快適な生活環境の確保に一定の成果を上げています。

今後も、市民意識の更なる向上が必要であり、引き続き、地域と協働した環境改善の取組が求められています。

施策の方針

公害対策の強化等を通して、快適な生活環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
水質検査地点における環境基準達成率（BOD検査）	87.0%	⇒	100%
合併処理浄化槽普及率	36.2%	⇒	38.6%

施策を実現するための基本事業

① 合併処理浄化槽設置事業の推進

公共下水道事業計画区域外及びその他の汚水処理施設の処理区域外での水質改善に向けた生活雑排水対策として、合併処理浄化槽設置を推進します。

② 河川の水質保全

河川の水質保全のため、遠賀川本流、支流河川での定期的なBODの測定により、水質の監視を行うとともに、水質改善に向けた啓発活動を実施します。

③ 環境美化活動の推進

地域環境の保全と美化のため、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が連携・協働し、各地域での清掃、美化活動を推進していきます。また、不法投棄防止、ごみの持ち帰り、ペットの糞の持ち帰りなど、環境マナーの啓発と監視、指導等の強化に努めます。

④ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物処理に関する許認可・指導権限を有する県に管理強化を要請するとともに、地域住民の不安解消のため、事業者による適正処理の実施を促進します。

8−3. 循環型社会・脱炭素社会の推進

現状と課題

国は、「第5次循環型社会形成推進基本計画」を2024（令和6）年に策定し、循環経済への意向による循環型社会の形成を推進しています。また、「地球温暖化対策計画」を2025（令和7）年に改定し、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すため、その実現に向けた対策や施策が盛り込まれています。

本市では、家庭部門からのCO_2排出量が一定割合を占めており、市民の行動変容が重要となっています。そのため、2022（令和4）年に「第3次飯塚市環境基本計画」を策定し、環境にやさしいまちづくりを進めることにより、人と自然の共生を実現する「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」を目指すこととしています。具体的には、市民、事業者、環境団体、学校、行政が協働・連携することで、環境にやさしいまちづくりの取組を進めています。これまで、4R（不要なものは断る・ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進、省エネ啓発や再生可能エネルギー導入支援、公共施設での省エネ対策を進めてきました。

しかしながら、取組の効果が見えにくく、市民や事業者が環境保護に積極的に取り組むための施策が求められています。

今後は、イベント、各種教室及び出前講座等を通して地球温暖化対策や4Rの推進等わかりやすい情報提供を行い、市民や事業者が循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて取り組みやすい環境を整備することが重要です。

施策の方針

環境教育の充実、ごみの発生抑制やリサイクル率の向上を図ることにより、循環型社会・脱炭素社会の形成を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2025（令和7）年度		目標値 2036（令和18）年度
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量※	984.0g/人・日	⇒	958.0g/人・日
リサイクル率※	20.8%	⇒	21.2%
温室効果ガスの排出量	706.0千t−CO_2/年 （R5）	⇒	504.4千t−CO_2/年 （R16）

※2026（令和8）年度現在　一般廃棄物処理基本計画の見直し中であるため、目標値は変更する可能性がある。

施策を実現するための基本事業

① 環境教育の充実

環境に対する意識の向上を図るため、環境教育・環境学習推進体制づくりに努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者、学校などあらゆる活動主体に対して、環境教育・環境学習の支援に必要な情報の提供を行います。

② 省エネ活動の啓発と再生可能エネルギーの利活用推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、自然と地球環境にやさしい生活を実現するため、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。また、地域の特性や地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進、エネルギーの地産地消に努め、地域内経済循環の手法等の検討を行い、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

③ 4Rの推進

ごみの発生抑制や再使用の取組を推進するとともに、ごみの資源化を円滑に推進するための分別・排出ルールを周知徹底するとともに、集団資源回収の実施団体を支援します。

④ ごみ処理施設の適正管理と整備

循環型社会形成に向けて、ごみの適正処理並びにリサイクル率の向上、効率的なごみの収集・運搬体制を再構築するため、中長期的かつ広域的な視点での再編整備について、施設組合及び組合を構成する周辺自治体と連携し推進します。